

資料3

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <p>令和5年3月修正 富山県防災会議</p>	<p>富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <p>令和7年__月修正 富山県防災会議</p> <p>修 正 案</p>	<p>凡例</p> <p><u>下線</u> <u>修正箇所</u></p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>総則</p> <p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第2節 防災の基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 迅速で円滑な災害応急対策</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 各種計画等の作成</p> <p>1 各種計画の作成</p> <p>本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。</p> <p>2 行動要領（マニュアル）の作成</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防</p>	<p>総則</p> <p>第1節 計画の目的 (略)</p> <p>第2節 防災の基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災の各段階における基本方策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 迅速で円滑な災害応急対策</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 各種計画等の作成</p> <p>1 各種計画の作成</p> <p>本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。</p> <p>2 行動要領（マニュアル）の作成</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>災害対応検</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検
- (3) (略)

(新設)

災計画を効果的に推進するため、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、防災関係機関、住民等への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・更新、防災関係機関・住民等への周知

- (3) (略)

第4 國土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み

國土強靭化は、大規模災害等に備えた國土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、國土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、國土強靭化のための5か年加速化対策による國土強靭化の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、國土強靭化基本計画及び富山県國土強靭化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない國土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

2 富山県國土強靭化地域計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進

富山県國土強靭化地域計画の4つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第3節 防災関係機関等の責務

第1 (略)

第2 防災関係機関等の業務大綱

1 防災関係機関の業務大綱

(1) ~ (2) (略)

(3) 指定地方行政機関

機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)
大阪航空局	1 災害時における富山空港の措置に関すること
小松空港事務所	2 航空灾害の防止対策及び応急措置に関すること
(略)	(略)

(4) 指定公共機関

(略)	(略)
関 西 電 力 株 式 会 社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関するこ と
北 陸 支 社	2 災害時における電力融通に関するこ と
関 西 電 力 株 式 会 社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関するこ と
北 陸 電 力 本 部	2 災害時における電力融通に関するこ と
(略)	(略)

(5) (略)

(6) 指定地方公共機関

機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
(福) 富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関するこ と <u>(新設)</u>
(略)	(略)

2 県民及び事業所・企業のとるべき措置

(略)

第3 (略)

第4節 県内の地形・気象と災害

第3節 防災関係機関等の責務

第1 (略)

第2 防災関係機関等の業務大綱

1 防災関係機関の業務大綱

(1) ~ (2) (略)

(3) 指定地方行政機関

機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)
大阪航空局	1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関するこ と <u>(削除)</u>
(略)	(略)

(4) 指定公共機関

(略)	(略)
関 西 電 力 株 式 会 社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関するこ と <u>(削除)</u>
北 陸 支 社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関するこ と
北 陸 本 部	2 災害時における電力融通に関するこ と
(略)	(略)

(5) (略)

(6) 指定地方公共機関

機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	
(福) 富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関するこ と <u>2 災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成と派遣の手 続きに関するこ</u>
(略)	(略)

2 県民及び事業所・企業のとるべき措置

(略)

第3 (略)

第4節 県内の地形・気象と災害

地方航空局組織規則にあわせた修正

誤記の修正
組織名称変更のため修正

実態に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第1 (略)
第2 社会環境の変化

1～5 (略)

6 要配慮者の増加

高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

7 (略)

8 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,093,247人	1,066,328人
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	257.4人	251.0人
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	383,439世帯	391,171世帯
電力使用量	7,700百万kWh	9,519百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,981百万kWh
上水道普及率	84.8%	89.9%	91.8%	93.2%	93.2%
下水道普及率	16.5%	26.2%	54.5%	78.6%	83.3%
固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	177千台
携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	1,042千件
自動車保有台数	413,872台	633,162台	839,246台	875,299台	897,193台

第1 (略)

第2 社会環境の変化

1～5 (略)

6 要配慮者の増加

著しい高齢化の進行による高齢者の増加に加え、障害者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、福祉的な支援の充実や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

7 (略)

8 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時から周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,093,247人	1,034,814人
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	257.4人	243.6人
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	383,439世帯	403,989世帯
電力使用量	7,700百万kWh	9,519百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,457百万kWh
上水道普及率	84.8%	89.9%	91.8%	93.2%	93.4%
下水道普及率	16.5%	26.2%	54.5%	78.6%	86.4%
固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	128千台
携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	1,130千件
自動車保有台数	413,872台	633,162台	839,246台	875,299台	947,832台

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

時点修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,695人

第3 過去の主な災害

1 風水害

- (1) 台風（略）
- (2) 大雨

年月日	概要
(略)	(略)
H26.7.19 ～20 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では1時間に83mmの猛烈な雨を観測し、降り始めからの総降水量は280.5mmとなった。また、解析雨量では、砺波市で1時間に約120mm、高岡市で約100mmの猛烈な雨を解析した。 ・床上浸水3棟、床下浸水175棟、一部損壊1棟 など。
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

2 (3)～(4) (略)
2 火災 (略)

老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	32.8%
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	19,084人

第3 過去の主な災害

1 風水害

- (1) 台風（略）
- (2) 大雨

年月日	概要
(略)	(略)
H26.7.19 ～20 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では1時間に83mmの猛烈な雨を観測し、降り始めからの総降水量は280.5mmとなった。また、解析雨量では、砺波市で1時間に約120mm、高岡市で約100mmの猛烈な雨を解析した。 ・床上浸水3棟、床下浸水175棟、一部損壊1棟 など。
R4.8.13 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海に停滞する前線の影響で、夕方から夜のはじめ頃まで、局地的に雷を伴う激しい雨が降った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水19棟、床下浸水81棟、畦畔崩落、土砂埋没 など
R5.6.28 ～29 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の南にある高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気と上空約9000メートルに氷点下33度以下の寒気を伴った気圧の谷の影響で、富山県では大気の状態が非常に不安定となり、富山県東部山間部を中心に大雨となった。 ・床上浸水2棟、床下浸水10棟、農地施設19箇所、林道33箇所被災 など
R5.7.12 ～14 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線に向かって西から暖かく湿った空気が流れ込む一方、北陸地方の上空約5500メートルには氷点下6度以下の寒気が流入したため、大気の状態が非常に不安定となった。このため、富山県で初めてとなる線状降水帯が発生し、その後も県内では非常に激しい雨が観測された。 ・死者1名、半壊18棟、床上浸水77棟、床下浸水723棟 ・県及び5市町で災害対策本部を設置

2 (3)～(4) (略)
2 火災 (略)

近年の主な災害を追加

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>風水害編</p> <p>第1章 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 風水害に強い県土づくり (略)</p> <p>第1 風水害に強い県土の形成 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2 山地保全事業 1 (略) 2 土砂災害の防止（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町村） (略) このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。</p> <p>第3 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による災害を防止するため、治水ダムの建設、堤防・護岸の整備及び河道の浚渫による河積（流下断面）の確保に努めるもの</p>	<p>風水害編</p> <p>第1章 災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 風水害に強い県土づくり (略)</p> <p>第1 風水害に強い県土の形成 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p><u>国土交通省、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p>第2 山地保全事業 1 (略) 2 土砂災害の防止（中部森林管理局、北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、市町村） (略) このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）においては、積極的に砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。</p> <p><u>また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等に努める。</u></p> <p>第3 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 国、県及び市町村は、洪水及び異常潮位による災害を防止するため、治水ダムの建設、堤防・護岸の整備及び河道の浚渫による河積（流下断面）の確保に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p>
--	--	--

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

とする。

(略)

計画項目	主な事業内容			事業主体
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県
	ダム名	目的	建設期間	
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～	
	○河川改修事業 河川整備率 <u>22年度 54.9%</u> → <u>3年度 57.0%</u>			国 県 市町村

第4 (略)

第5 港湾整備事業（北陸地方整備局、県土木部）

また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。

第6～第10 (略)

第2節 災害危険地域の予防措置

第1～3 (略)

第4 重要水防箇所及び浸水想定区域

1 (略)

2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を行う。

(略)

計画項目	主な事業内容			事業主体
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県
	ダム名	目的	建設期間	
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～	
	○河川改修事業 河川整備率 <u>平成26年度 55.9%</u> → <u>令和5年度 57.2%</u>			国 県 市町村

第4 (略)

第5 港湾整備事業（北陸地方整備局、県土木部）

また、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。また、関係者で協働した気候変動対応策の計画的な実施を推進する。

第6～第10 (略)

第2節 災害危険地域の予防措置

第1～3 (略)

第4 重要水防箇所及び浸水想定区域

1 (略)

2 浸水想定区域の指定、公表及び水害ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位周知河川として自ら指定した河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

時点修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

標記を修正

その他河川（いわゆる中小河川）についても

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

(削除)

条件を満たすものは、
浸水想定区域の指定の
対象となり、これは、
1段落目の
文章に包含
されている
ため削除

正しい標記
に修正

(2)～(3) (略)

(4) 市町村は浸水想定区域の指定があった場合には、市町村地域防災計画に次の事項を定めるものとする。

①洪水予報等及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法

②～③ (略)

(5)～(8) (略)

第5 (略)

第3節 ライフライン施設等の安全性強化

第1 ライフライン施設の安全性強化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

(2)～(3) (略)

(4) 市町村は浸水想定区域の指定があった場合には、市町村地域防災計画に次の事項を定めるものとする。

①洪水予報河川及び水位周知河川等における水位等の情報の伝達方法

②～③ (略)

(5)～(8) (略)

第5 (略)

第3節 ライフライン施設等の安全性強化

第1 ライフライン施設の安全性強化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活および社会、経済活動上佳久子とのできないものである。このため、災害時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保や、オフグリッド化等の取組みの検討を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

1～2（略）

3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村）

（1）施設の防災性の強化

水道事業者は、風水害による被害を未然に防止するため、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。

（2）応急給水用資機材の整備拡充

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

（3）支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業体の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

（4）～（5）（略）

4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）

（1）～（2）（略）

（3）施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠

1～2（略）

3 上水道施設における災害予防対策（県危機管理局、県生活環境文化部、県厚生部、県企業局、市町村）

（1）施設の防災性の強化

水道事業者は、風水害による被害を未然に防止するため、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強し、必要な財政支援について、国に要望を行う。

また、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。

（2）応急給水用資機材の整備拡充

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

また、生活用水確保の観点から、県及び市町村の施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。

さらに、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。

（3）支援体制等の確立

災害時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業体の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

また、県及び市町村は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

（4）～（5）（略）

4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）

（1）～（2）（略）

（3）施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ～ウ（略）

（4）応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

（5）（略）

5（略）

第2 廃棄物処理施設の安全性強化

（略）

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

（略）

1（略）

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

（1）（略）

（2）ごみ、災害廃棄物等の仮置き場の確保等

震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置き場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努め、必要な財政支援について、国に要望を行う。

イ～ウ（略）

（4）応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

また、県及び市町村は、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

（5）（略）

5（略）

第2 廃棄物処理施設の安全性強化

（略）

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。

（略）

1（略）

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、県厚生部、市町村）

（1）（略）

（2）ごみ、災害廃棄物等の仮置き場の確保等

震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ活用可能な候補地を把握、調整したうえで、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置き場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

（3）避難所の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）

（略）

（資料「9-10 し尿処理施設一覧」、「9-11 ごみ処理施設一覧」）

第4節 防災活動体制の整備

（略）

対策の体系

（3）避難所の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。仮設（簡易）トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。

3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）

（略）

（資料「9-8 し尿処理施設一覧」、「9-9 ごみ処理施設一覧」）

第4節 防災活動体制の整備

（略）

対策の体系

災害対応検証を踏まえた修正

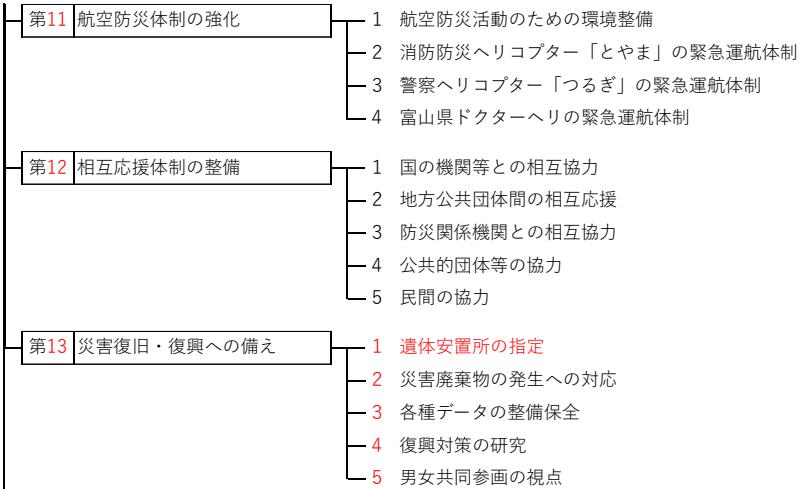
資料編に合わせて修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表



第1 防災拠点施設の整備

1～6 (略)

7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

(新設)

第2 (略)

第3 資機材の整備

1 (略)

2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくも

第1 防災拠点施設の整備

1～6 (略)

7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

県内の防災機能を有する道の駅

<u>駅名</u>	<u>所在地</u>
万葉の里 高岡	高岡市蜂ヶ島 131-1

第2 (略)

第3 資機材の整備

1 (略)

2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材・水難救助用ボートなどの救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくも

施設を記載

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

のとする。

(資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」、「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」、「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5-8 応急給水用具等」、「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)

(新設)

(新設)

のとする。

整備にあたっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や回路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

(資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」、「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」、「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5-5 応急給水用具等」、「5-8 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)

第4 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化

大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。

1 国・県・市町村・関係機関の連携強化

国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、平時より顔の見える関係を構築しておく必要があることから、県において、関係者が災害時の連携体制を議論する会議を設置し、定期的に開催するものとする。

2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備

先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。

また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

3 県・市町村・民間団体等の連携強化

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第4 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。

(略)

特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

1～2 (略)

3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県危機管理局、県経営管理部、県土木部、市町村）
(1) (略)

災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有するNPO団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的に開催するものとする。

また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、県民の役割の明確化を図る。

4 県民との防災対話

災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、県民への防災意識の啓発の強化による県民の防災対応能力の底上げが重要であることから、県民と防災に関する対話などを通じて、県民の防災意識の啓発を行うものとする。

第5 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。

(略)

特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

1～2 (略)

3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県危機管理局、県経営管理部、県土木部、市町村）
(1) (略)

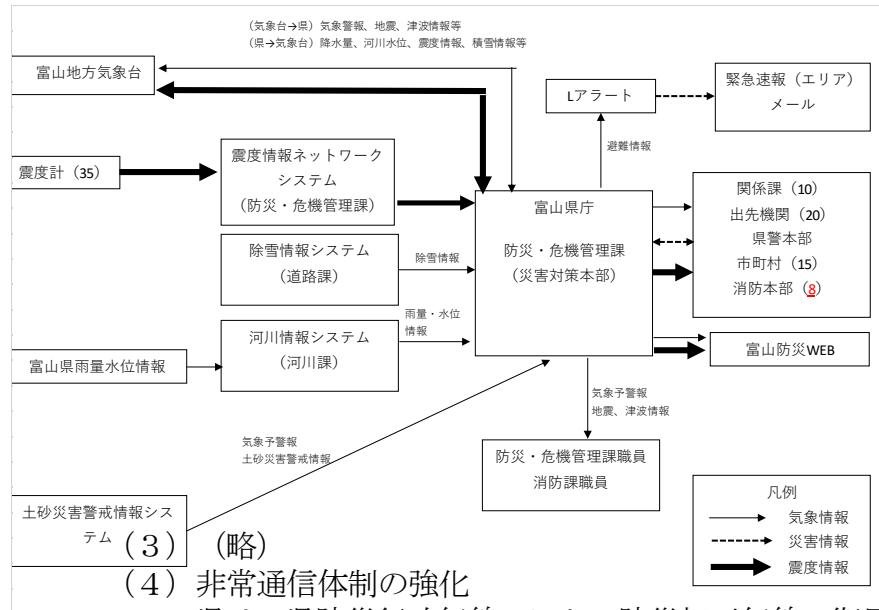
国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(2) 県総合防災情報システム (略)

富山県総合防災情報システム



(4) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信等の整備充実に努める。

(略)

(資料「7-4 富山県消防無線配置図」「7-5 富山県防災相互通信無線局」「7-7 富山県非常通信用無線局」「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

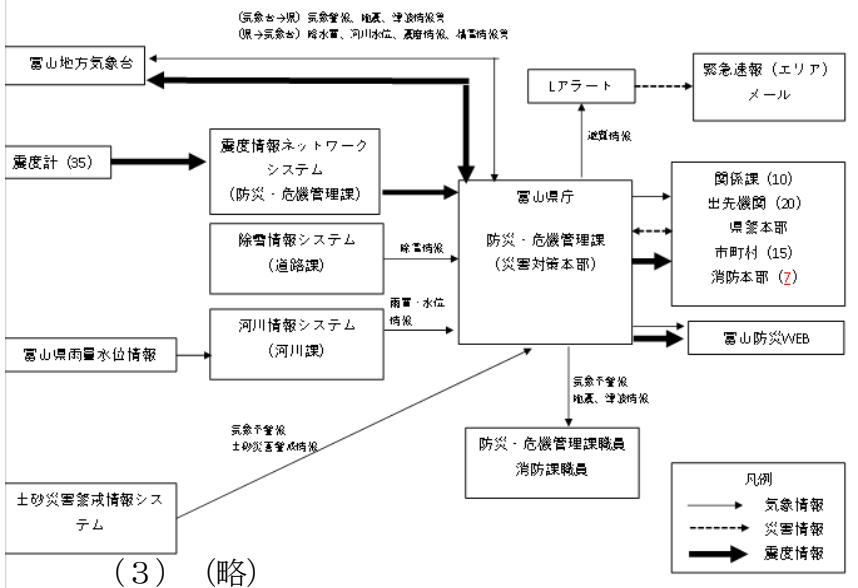
4 (略)

(新設)

(新設)

(2) 県総合防災情報システム (略)

富山県総合防災情報システム



(4) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話、非常用電源等の整備充実に努める。

(略)

(資料「7-4 富山県消防無線配置図」「7-5 富山県防災相互通信無線局」「7-7 富山県非常通信用無線局」「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)
(削除)

4 (略)

第6 情報収集体制の強化

県は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害情報を収集し、市町村や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。

1 リエゾン派遣体制の整備

県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整

組織改編に伴う修正

災害対応検証を踏まえた修正
組織の統廃合に伴う修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	<p>を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとする。リエゾンの円滑な業務実施のため、リエゾン派遣者名簿やマニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材の確保等を行うものとする。</p> <p>また、平時から研修の受講や派遣先市町村が実施する訓練への参加等により、災害時における円滑な活動が可能なリエゾンを育成する。</p>	た修正
<u>(新規)</u>	<p>2 多様な情報収集手段の活用</p> <p>被災初期段階における被災箇所の把握するため、ヘリコプターや無人航空機による空撮画像、道路・河川の監視カメラ、Car-SAT等の各機関が収集する情報を共有・活用するための体制の整備に努めるものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>3 情報収集項目の整理・明確化</p> <p>収集した情報や各種連絡事項等を府内及び関係機関と迅速かつ円滑に情報共有するため、発災後に必要となる情報をフェーズごとに整理し、項目、使用目的、担当窓口、収集手段等を記載したリストを作成するとともに、その内容について共通認識を図るものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>4 迅速に情報共有できる体制の構築</p> <p>国、県、市町村、関係機関の情報共有手順を整理し、円滑に情報を共有できる仕組みを構築するとともに、一元的な情報共有のため、内閣府の新総合防災情報システム（S O B O - W E B）と県総合防災情報システムの連携に向けた検討を進めるものとする。</p> <p>また、デジタル技術を活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施するものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>第7 広報活動体制の強化</p> <p>県は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<u>(新設)</u>	<p>1 デジタル技術を活用した情報発信</p> <p>県は、発災時において、県民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を県民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、災害時において多くの県民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>2 報道機関との連携強化</p> <p>県民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、県及び市町村は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などをを行い、連携の強化に努めるものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>3 フェーズに応じた情報発信</p> <p>県は、必要な情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、県民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成するとともに、平時から関係機関と共有するものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>4 災害時における広報記録の保存・活用</p> <p>県、市町村及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用するものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>5 レアラートを活用した生活支援情報の発信</p> <p>県及び市町村は、レアラートを活用して給水や災害廃棄物の処理等の市町村の生活支援情報を県民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。</p>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<p>6 多様な情報伝達手段の確保</p> <p>災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、県及び市町村は、音声や多言語</p>	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(新設)

第5 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた**体制**の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

災害対応検証を踏まえた修正

第8 災害対策本部体制の強化

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。

また、県においては、令和6年能登半島地震における課題を踏まえ、災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、自然災害や災害対応等の専門家を招集する体制を整備するとともに、孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討するなど、災害対策本部体制の強化に努めるものとする。

さらに、災害対策本部を設置する防災危機管理センターのシステムや機能（映像情報システム等）を十分活用できるよう研修や訓練を実施する。

第9 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源（災害対策本部用PC、テレワーク専用PCの配備及びBYOD端末等）の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・府内外との連絡体制、各班の所掌等の見直しやDXの推進、計画・マニ

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(新設)

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第6 緊急輸送ネットワークの整備

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）

（略）

ュアル等の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保する。また、富山県庁業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集・の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第10 緊急輸送ネットワークの整備

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）

（略）

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

県内における主な輸送拠点

区分	名称	所在地
陸上輸送拠点施設	(略)	(略)
	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町2-4-6
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)

県内における主な輸送拠点施設

区分	名称	所在地
(略)	(略)	(略)
	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町2-4-6
	<u>(株)スリー・ティー トナミ倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖1913</u>
	<u>(株)スリー・ティー 本社倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖2305</u>
	<u>(株)スリー・ティー 中央倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖2261</u>
	<u>(株)スリー・ティー 神島センター</u>	<u>砺波市神島115</u>
	<u>(株)スリー・ティー 東中センター</u>	<u>砺波市東中75</u>
	<u>(株)スリー・ティー 庄川センター</u>	<u>砺波市庄川町青島208</u>
	(略)	(略)

物資拠点施設を追加

2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）

(略)

緊急輸送道路図（令和4年4月）



(新設)

2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）

(略)

緊急輸送道路図（令和6年4月）



緊急輸送道路図の変更に伴う修正

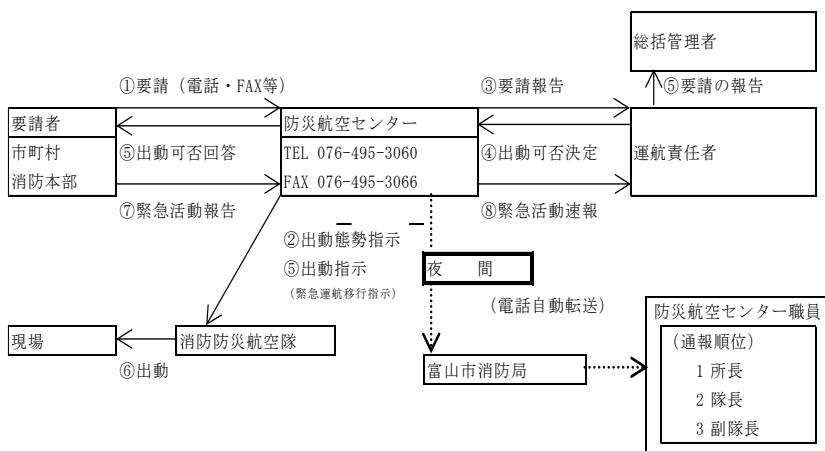
なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修やう回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(新設)

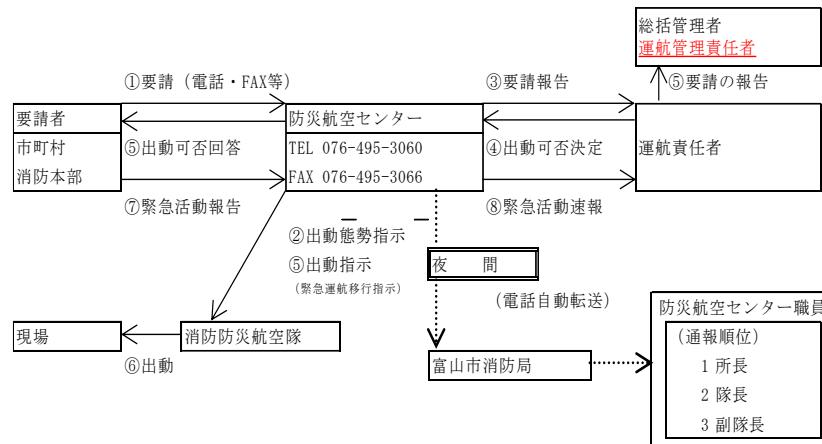
- 3 (略)
- 4 緊急航空路の確保（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）
- 5 (略)
- 第7 航空防災体制の強化
 - 1 (略)
 - 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県危機管理局、市町村）
(略)
 - (1) 緊急運航要請
(略)
- (2) ~ (4) (略)
- 3 (略)
- 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）



国及び県は、北陸圏域の道路啓開等の計画の作成にあたり、各県の異なる状況を踏まえ、道路管理者（北陸地方整備局、県、中日本高速道路株式会社）と関係機関（警察、自衛隊、建設業協会、測量設計業協会等）が地区WGの開催等により情報共有を図りながら、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、連携を支援するものとする。

災害対応検証を踏まえた修正

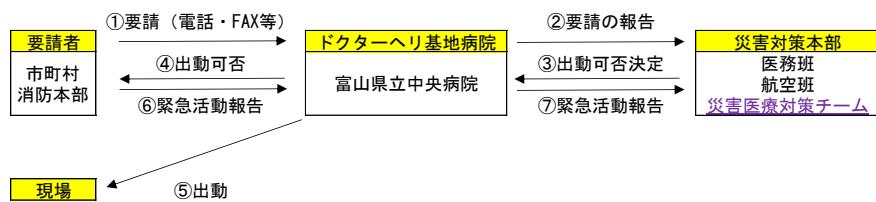
- 3 (略)
- 4 緊急航空路の確保（県交通政策局、県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）
- 5 (略)
- 第11 航空防災体制の強化
 - 1 (略)
 - 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県危機管理局、市町村）
(略)
 - (1) 緊急運航要請
(略)
- (2) ~ (4) (略)
- 3 (略)
- 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）



実態に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(1) 緊急運航要請 (略)



(2) (略)

第8 相互応援体制の整備

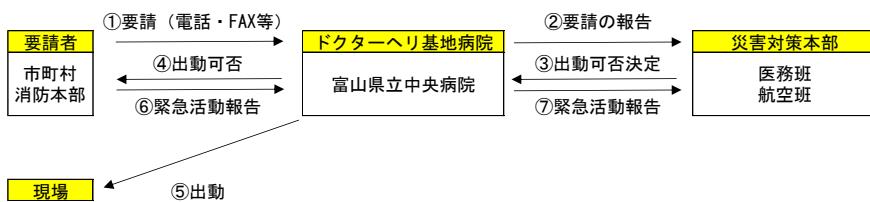
県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策

(1) 緊急運航要請 (略)



(2) (略)

第12 相互応援体制の整備

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直しを行うとともに、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、県内外の被災市町村を支援するため、県と市町村の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などを宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策

実態にあわせ 修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。県では、現在、次のとおり協定等を締結している。

1 国の機関等との相互協力 (1)～(2) (略) (新設)

定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備するとともに、定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。

災害時において、迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等について一元的に管理し、県庁各部局や市町村等と共有するものとする。

1 国の機関等との相互協力

(1)～(2) (略)

(3) 環境省等との連携（環境省、中部地方環境事務所、県生活環境文化部）

ア 災害時の相互支援に関する計画

環境省中部地方環境事務所と富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県から構成される大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第二版）」（平成29年2月14日）を策定し、県域を越えた連携が必要な大規模災害が発生した場合の地域ブロック内の自治体間の人的、物的相互支援の手順を定めている。

イ 専門機関及び廃棄物処理団体による現地支援

環境省では、研究機関、専門機関及び廃棄物関係団体等から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」を運営し、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物対策に係る専門家・技術者の派遣や被災自治体の災害廃棄物処理等に関する現地支援を行うこととなっている。

ウ 自治体職員による人的支援

環境省では、災害廃棄物対応の経験を有する自治体職員を支援員として登録する「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定し、大規模災害が発生した場合に支援員を派遣し、災害廃棄物処理に関する助

災害対応検証を踏まえた修正

環境省の人的支援等の枠組みの活用について記載

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局） (1)～(2)（略） <u>(新設)</u></p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。</p> <p>ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 昭和35年4月1日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託協定書」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」） イへし（略） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p>言、マネジメントの支援を行うこととなっている。</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局） (1)～(2)（略） <u>(3) 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u> <u>先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。</u> <u>また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u></p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。<u>併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平常時からの関係づくりに努める。</u></p> <p>ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 <u>令和5年9月26日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法に基づく委託に関する協定」を締結し、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。（資料「12-3 富山県の応援協定一覧表」）</u> イへし（略） す 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定 <u>県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年3月1日に「災害時における救援物資提供に関する協定書」を締結し、災害等の非常時ににおける物資の提供に関する協力について取り決めている。</u> せ 株式会社ダイワテックとの協定 <u>県と株式会社ダイワテックは、令和5年3月</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>協定内容の見直しによる修正</p> <p>協定の締結による修正</p> <p>協定の締結</p>
--	---	---

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>28日に「災害時における資機材のレンタルに関する協定書」を締結し、災害時に必要な資機材の調達に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>そ 公益社団法人富山県バス協会との協定</u></p> <p><u>県と公益社団法人富山県バス協会は、令和5年4月24日に「災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協定書」を締結し、災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>た 一般社団法人日本カーシェアリング協会との協定</u></p> <p><u>県と一般社団法人日本カーシェアリング協会は、令和5年6月30日に「災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書」を締結し、災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>ち 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークとの協定</u></p> <p><u>県と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、令和5年7月31日に「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」を締結し、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>つ 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u></p> <p><u>県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年11月20日に「災害救助物資の供給等に関する協定書」を締結し、災害の救助に必要な物資の供給に関する協力について取り決めている。</u></p> <p><u>て 済生会富山病院との協定</u></p> <p><u>県と済生会富山病院は、令和6年3月28日に「富山県DMA Tの派遣に関する協定書」を締結し、災害時や感染症等の発生・まん延時において、被災現場等へ出動し迅速な救命措置等を行うことについて取り決めている。</u></p> <p><u>と 一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会との</u></p>	<p>による修正</p> <p>協定の締結による修正</p> <p>協定の締結による修正</p> <p>協定の締結による修正</p> <p>協定の締結による修正</p> <p>協定の締結による修正</p> <p>協定の締結による修正</p>
--	--	--

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(新設)

- (2) 防災機関間の相互協力
 - ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力
(略)
(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」
 - イ (略)
 - ウ ガス会社間の相互協力
(略)
 - エ (略)
- 4 公共的団体等の協力（市町村）
(略)

協定

県と一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会は、令和6年4月22日に「災害時の避難所等における支援活動に関する協定書」を締結し、避難所等における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談等に関する協力について取り決めている。

な 富山県ドローン物資運搬協会との協定

県と富山県ドローン物資運搬協会は、令和6年12月9日に「災害時におけるドローンを活用した物資運搬等に関する協定書」を締結し、災害時において、孤立集落等への物資供給についてドローンを活用した物資運搬等の協力について取り決めている。

(2) 防災機関間の相互協力

- ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力
(略)
(削除)

イ (略)

- ウ ガス会社間の相互協力
(略)

一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県L Pガス災害対策要綱を定めており、災害時にはL Pガスの保安の確保と安定供給（中核充填所※と連携）に万全を期すこととしている。

エ (略)

- 4 公共的団体等の協力（市町村）
(略)

協定の締結による修正

協定の締結による修正

資料編に合わせて修正

協定締結による修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

（新設）

（略）

第9 災害復旧・復興への備え

（新設）

1 災害廃棄物発生への対応

（略）

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に

5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。

（略）

第13 災害復旧・復興への備え

1 遺体安置所の指定

県は、市町村と連携・調整のうえ、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあらかじめ複数箇所指定するものとする。

2 災害廃棄物発生への対応

（略）

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保（他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整）や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方（応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他具体的な業務内容等）、住民やボランティアセンターへの周知方法等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

示すものとする。

(略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第5節 救援・救護体制の整備

(略)

第1 消防力の強化

1～2 (略)

3 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）

(1)～(2) (略)

(3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。

(資料「9-8 広域災害・救急医療情報システムの概要」

※1～5 (略)

(新設)

において具体的に示すものとする。また、市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的に実施し、顔の見える関係づくりに努める。

(略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第5節 救援・救護体制の整備

(略)

第1 消防力の強化

1～2 (略)

3 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）

(1)～(2) (略)

(3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システム（EMIS※6）の拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。

(削除)

※1～5 (略)

※6 広域災害・救急医療情報システム

(Emergency Medical Information System。略称「EMIS」）災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市町村等の間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関

資料の修正
に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p><u>4～5 (略) (新規)</u></p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 緊急連絡網（県厚生部） <u>県厚生部医務課、健康対策室、くすり政策</u>課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 基幹災害拠点病院 県立中央病院、富山大学附属病院 (イ) 地域災害拠点病院 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院 砺波 砧波総合病院 <p>(2) 後方病院の整備</p> <p>ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。</p> <p>イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの</p>	<p><u>の活動状況など、災害医療に関する情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 治安維持対策の検討（県警察本部、市町村） <u>震災時の混乱に乘じた各種犯罪の発生に備え、県、市町村、県警察本部等が連携して対策の検討に努める。</u></p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 緊急連絡体制（県厚生部） <u>県保健医療福祉調整本部</u>を構成する関係各課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示ておく。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 設置</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 基幹災害拠点病院 県立中央病院、富山大学附属病院 (イ) 地域災害拠点病院 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、<u>富山赤十字病院、 済生会富山病院</u> 高岡 高岡市民病院、<u>厚生連高岡病院</u> 砺波 <u>市立</u>砺波総合病院 <p>(2) 後方病院の整備</p> <p>ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。</p> <p>イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システム（<u>E M I S</u>）の併記</p>
---	---

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

登録促進に努めるものとする。（資料「9-1 富山県病院名簿」、「9-2 公的病院名簿」）

MIS)への登録促進に努めるものとする。（資料「9-1 公的病院名簿」）

を統一する
もの
資料削除に
伴う修正

(略)

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

(略)

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(新設)

(略)

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

(略)

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのこととが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(略)

県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

(略)

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村、防災関係機関）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(略)

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

(略)

市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(略)

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、県及び市町村は、避難者が迅速に避難できるよう、市町村の職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を解錠できるスマートロック等の導入や、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。

(略)

市町村は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の

国
の
防
災
基
本
計
画
の
記
載
に
合
わ
せ
修
正
誤
字
修
正

災
害
対
応
檢
証
を
踏
ま
え
た
修
正

實
態
に
合
わ
せ
て
修
正

国
の
防
災
基
本
計
画
の
記
載
に
合
わ
せ

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(略)

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(略)

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(略)

(新設)

(新設)

開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(略)

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

県は、市町村と連携し、福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースを把握、リスト化し、施設ごとに受け入れることが可能な要支援者を明確化するとともに、市町村や関係機関との意見交換、情報共有を行うための体制を整備する。さらに、福祉避難所の確保や要配慮者の福祉避難所への直接避難に関する国及び県の事業、要支援者の避難に関する好事例の共有を図り、市町村の福祉避難所の整備を支援するものとする。

(略)

県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(略)

県及び市町村は、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。

県は、広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町

修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえ

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(新設)

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L Pガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

村における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアルの整備に努めるものとする。また、他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するために、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する。

また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを平常時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。

た修正

災害対応検証を踏まえた修正

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。さらに、県及び市町村は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、ベッド、パーティション、テンント、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L Pガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量を検討する。

また、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等によ

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。

(略)

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

り、温かい食事を提供できる体制を整備するものとする。さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(イ) 井戸、給水タンク、仮設（簡易）トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備するとともに、令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について検討する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。

(略)

ウ 指定避難所における運営体制の整備

(ア) 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、自主防災組織や社会福祉協議会等と連携し、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、定期的な訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(略)

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

(略)

3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(略)

(略)

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。

さらに、県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成するとともに、市町村や関係機関と避難所の環境改善や運営体制などの避難所のあり方について検討し、策定指針の見直しを行うものとする。また、避難所における感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

(イ) 県及び市町村は、国や県の実証事業やマイナンバー等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。

(ウ) 県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者や、在宅避難者等が発生する場合は、車中泊避難者のための専用スペースの確保や、在宅避難者の支援拠点の確保を検討するとともに、関係機関と連携し、災害ケースマネジメントなどの被災者支援体制の整備に努めるものとする。

(略)

3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(略)

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(略)

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(1) (略)

(2) 食料の確保

ア (略)

イ 炊出し計画

(ア) 略

(イ) 炊出しへは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

(資料「5-4 小中学校給食施設」、「5-13 移動可能な給食器材」)

ウ (略)

エ 輸送

(ア) (略)

なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手續を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(略)

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

県及び市町村は、物資の迅速な配布のため、県物資拠点運営・輸送マニュアルを適宜見直すとともに、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化を図る。

(1) (略)

(2) 食料の確保

ア (略)

イ 炊出し計画

(ア) 略

(イ) 炊出しへは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

(資料「5-4 小中学校給食施設」、「5-9 移動可能な給食器材」)

ウ (略)

エ 輸送

(ア) (略)

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

資料編の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

(3) 生活必需品の確保

ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(イ) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時に輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(オ) ~ (カ) (略)

(オ) ~ (カ) (略)

(新規)

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくとともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。

(3) 生活必需品の確保

ア 生生活必需品の備蓄、調達

(ア) 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(イ) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。また、市町村は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資（毛布、ストーブ等）の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。

(ウ) 県及び市町村は、感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ・トイレ凝固剤、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(オ) ~ (カ) (略)

(オ) ~ (カ) (略)

(キ) 県は、市町村と連携し、県内の防災井戸の設置

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画修正に伴う修
災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(新規)

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア)～(イ) (略)

(新規)

ウ 救援及び輸送

(略)

(資料「5－7 生活必需物資応急調達可能数」「5－10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」(略))

(4) (略)

4～5 (略)

第4 災害救援ボランティア活動の支援

(略)

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

状況を周知することで活用を促進するものとする。

(ク) 市町村は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び市町村が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励するものとする。

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 市町村は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。

ウ 救援及び輸送

(略)

(資料「5－7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」(略))

(4) (略)

4～5 (略)

第4 災害救援ボランティア活動の体制強化

(略)

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図るものとする。

証を踏まえた修正
災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

資料編に合わせた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの普及、要請（県生活環境文化部、市町村） (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村） (1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営 災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 防災訓練への参加</u> 県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボラン</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 ボランティアの普及、要請（県生活環境文化部、市町村） (1)～(2) (略)</p> <p>3 災害中間支援組織の育成（県生活環境文化部、市町村） <u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるものとする。</u> <u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>4 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村） (1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営 <u>災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼びかけ、メディアを活用したボランティアについての情報発信などについて検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制等を整備する。</u></p> <p>(2) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携 <u>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 防災訓練への参加・研修等の実施 <u>県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボラ</u></p>
---	---

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえ

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

ティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

(新設)

(新設)

第5 孤立集落の予防 (略)

1 実態の調査等（市町村）

市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

(新設)

2 (略)

ンティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携の方について訓練を通して検証する。また、県は関係機関と連携し、SNSやICT等を活用した情報発信に向けた研修の開催により、災害救援ボランティアセンターにおける情報発信力の向上を支援する。

(6) 資機材の整備及び活用体制の構築

ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。

(7) 災害救援ボランティアセンター運営業務の効率化

災害救援ボランティアセンターの運営を円滑に行い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。

第5 孤立集落の予防 (略)

1 実態の調査等（県、市町村）

県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応急対策指針」について、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえた見直しを行い、市町村や各集落に周知し、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。

また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。

2 防災力向上への支援（県、市町村）

県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等の自主防災組織の防災力向上への支援に取り組むものとする。

3 (略)

た修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 事前措置（県危機管理局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6節 文教・文化財施設等災害予防 (略)</p> <p>第7節 防災営農体制の確立 (略)</p> <p>第8節 防災行動力の向上 (略)</p> <p>第1 防災意識の高揚 (略)</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）</u></p>	<p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 事前措置（県危機管理局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 対応手順の整理</u> 複数箇所で集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。</p> <p><u>(3) アクセスルートの確保対策</u> 県及び市町村は、道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画の検討し、計画的な道路整備及び道路寸断の要因となる倒木の適切な管理に努めるものとする。 また、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空や海からの救助、物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸やエアクッション艇の揚陸可能な地点の調査に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 緊急、救助実施計画</u></p> <p>第6節 文教・文化財施設等災害予防 (略)</p> <p>第7節 防災営農体制の確立 (略)</p> <p>第8節 防災行動力の向上 (略)</p> <p>第1 防災意識の高揚 (略)</p> <p>その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1 職員に対する防災教育（各防災関係機関）</p>	<p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
---	---	--

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

(新設)

ア (略)

(新設)

(新設)

イ (略)

ウ (略)

(2) 教育内容

ア 各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 非常参集の方法

(新設)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

カ (略)

2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

(1) (略)

防災関係機関は、防災業務に従事する職員(災害時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む)に対し震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育を普及徹底し、職員の災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の方法

ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施

イ (略)

ウ 国等が実施する研修への派遣

エ 防災士養成研修の受講

オ (略)

カ (略)

(2) 教育内容

ア 各機関の防災体制と各自の任務分担と指揮命令系統

イ 職員の安否確認の実施基準と非常参集の方法

ウ 業務継続計画（B C P）の理解と運用

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有

ク 事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機材の保管場所の確認等）

ケ 他自治体や海外等の防災体制や災害対応
ミ (略)

2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

(1) (略)

災害対応検証を踏まえた修正

地震・津波災害編に合わせて追加

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(2) 防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

(ア) ~ (カ) (略)

(新設)

(キ) (略)

(ク) (略)

イ～ウ (略)

3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～キ (略)

(新設)

4～5 (略)

6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確

(2) 防災教育の充実

ア 学校教育における防災教育

(ア) ~ (カ) (略)

(キ) ハザードマップ等を活用し、住んでいる地域の特徴や過去の風水害の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

(ク) (略)

(ケ) (略)

イ～ウ (略)

3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果や人流データの分析、県民アンケートで把握した令和6年能登半島地震における避難の実態を示しながら危険性や適切な避難行動の重要性を周知するものとする。

(1) (略)

(2) 普及の内容

ア～キ (略)

ク デジタル技術の活用

県及び市町村は、防災アプリや、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促すとともに、津波発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する情報を発信し、避難行動を促す仕組みの構築に努めるものとする。

4～5 (略)

6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確

地震・津波災害編に合わせて追加

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえ

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

実際に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

た修正

実際に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、庁内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

(略)

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。

(略)

1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）

(1) 自主防災組織の結成

ア (略)

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

a (略)

b 各種訓練の実施

(a)～(e) (略)

(新設)

c～d (略)

災害対応検証を踏まえた修正

第2 自主防災組織の強化

(略)

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。

(略)

1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）

(1) 自主防災組織の結成

ア (略)

イ 自主防災組織の活動基準

(ア) 平常時の活動

a (略)

b 各種訓練の実施

(a)～(e) (略)

(f) その他必要な訓練

c～d (略)

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(イ) 災害時の活動

a (略)

(新設)

b (略)

c (略)

d (略)

e (略)

(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識をもった防災士を数多く養成するとともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッタ一、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対しても、市町村とともに支援するものとする。

(イ) 災害時の活動

a (略)

b 近所への呼びかけ

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織や地域の防災リーダーの育成充実を図るため、県で防災士養成研修やスキルアップ研修等を実施し、地域において、防災の専門知識をもち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる防災士を数多く養成する。また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッタ一、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備、孤立化のおそれのある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材に対しても、市町村とともに支援するものとする。

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

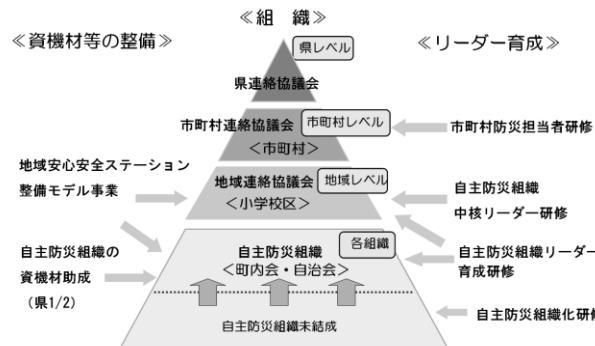
(4) 自主防災組織の訓練の充実

震災時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(略)

(5) ~ (7) (略)

自主防災組織への支援



2 企業防災の促進(県危機管理局、県商工労働部、市町村)

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するな

(4) 自主防災組織の訓練の充実

震災時においての迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

(略)

(5) ~ (7) (略)

(削除)

災害対応検証を踏まえた修正

現状の支援内容を踏まえ削除

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

2 企業防災の促進(県危機管理局、県商工労働部、市町村)

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するな

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

どの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

(略)

3 (略)

第3 防災訓練の充実

(略)

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施

ど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害対応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進め企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

(略)

3 (略)

第3 防災訓練の充実

(略)

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。また、感染症の拡大のお

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

するものとする。

(略)

1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村）

(略)

(1) 県

ア 訓練項目

(イ) 情報収集・伝達訓練

(ウ)～(エ) (略)

(新設)

イ 実施時期等

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。

(2) (略)

(3) 訓練への参加

県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

2 個別防災訓練（各防災関係機関）

(1) 職員参集訓練

県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

それがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(略)

1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村）

(略)

(1) 県

ア 訓練項目

(イ) 情報収集・伝達訓練 （各種情報共有システムを用いた訓練、無人航空機を活用した情報収集訓練等）

(ウ)～(エ) (略)

(オ) 物資拠点運営・物資輸送訓練

イ 実施時期等

共催する市町村と調整し決定する。

(2) (略)

(3) 訓練への参加

県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領に基づいた適切な避難行動や避難所の開設・運営方法の習得に努めるものとする。

2 個別防災訓練（各防災関係機関）

(1) 職員参集訓練

県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

実態に合わせ修正

実態に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) 消防訓練

消防は、大規模災害を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

(新設)

(新設)

(4) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) 情報収集・伝達訓練

各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。

(4) 避難所開設・運営訓練

市町村及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。

(5) 消防訓練

消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

(6) 保健医療福祉調整本部等の設置・運営訓練

県は、厚生センター、市町村、日本赤十字社等、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、保健医療福祉調整本部、DMA T調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMA T活動拠点本部の設置・運営、関係機関に権限を一部委託・譲渡した保健医療福祉調整本部の運営等に関する研修や訓練を実施する。

(7) 道路啓開訓練

道路管理者及び関係機関は、北陸圏域道路啓開計画に基づき、被災状況に応じた優先啓開道路の決定手順の確認や関係機関との円滑な情報共有体制の確立に関する訓練を実施する。また、情報収集・伝達に係る機器及び地図等の活用による、発災時を想定した状況付与型の道路啓開訓練を実施する。

(8) (略)

(9) 避難誘導訓練

県及び警察は、車両避難により混乱が生じるこ

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(新設)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

3 (略)

(新設)

4 防災訓練における要配慮者への配慮

県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

とがないよう、住民等の協力のもと、車両避難者の誘導訓練を実施する。

(10) 物資拠点運営・救援物資輸送訓練

県は、物資拠点運営及び救援物資の輸送、供給を速やかに実施するための府内体制を構築し、関係機関との円滑な連携に資する情報共有、オペレーション方法等の確認を行うため、物資拠点運営・輸送マニュアルに基づく図上及び訓練を実施する。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策や事業継続計画（BCP）に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

3 (略)

4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 防災訓練における要配慮者への配慮

県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとす

た修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

5 (略)

第4 要配慮者の安全確保

(略)

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。

(略)

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごと

る。

6 (略)

第4 要配慮者の安全確保

(略)

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う。

(略)

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

に、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるも

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	<p>ウ（略）</p> <p>（2）要配慮者の支援</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 在宅の要配慮者対策</p> <p>市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。</p>	<p>のとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。</u></p>	
2（略）		ウ（略）	
3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）	<p>（1）防災知識の普及・啓発</p> <p>県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。</p> <p>（2）災害時の支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</p> <p>また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニ</p>	<p>（2）要配慮者の支援</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 在宅の要配慮者対策</p> <p>市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める<u>とともに要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。</u></p>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>
2（略）		2（略）	
3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、 <u>関係機関</u> ）	<p>（1）防災知識の普及・啓発</p> <p>県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>デジタル技術も活用して</u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。</p> <p>（2）災害時の支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、<u>外国人住民の居住地の把握</u>に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</p> <p>また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に關する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニ</p>	<p>（1）防災知識の普及・啓発</p> <p>県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>デジタル技術も活用して</u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。</p> <p>（2）災害時の支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、<u>外国人住民の居住地の把握</u>に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</p>	<u>災害対応検証を踏まえた修正</u>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

ーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

(新設)

(新設)

(3) (略)

(新設)

第9節 調査研究
(略)

第2章 災害応急対策
(略)

第1節 予警報の伝達
(略)

- 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準
 - 1 (略)
 - 2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）
(略)
 - (1) 特別警報の種類及び発表基準

する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと連携した避難所運営訓練を実施や、多言語翻訳機やアプリなどの活用を検討する。

県は、外国人への適切な情報提供に向け、デジタル技術の活用や情報伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、外国人向けの防災情報を取りまとめたウェブサイトについて、県内企業のほか宿泊・観光事業者へ周知する。

県は、市町村向けの避難所運営研修や自主防災リーダー研修等において、外国人避難者を想定した避難所運営に関する研修を行う。

(3) (略)

(4) 富山県災害多言語支援センターの運営訓練

県と公益財団法人とやま国際センターは、県内の外国人支援を円滑に行うため、「富山県災害多言語支援センター設置ガイドライン」に基づき、富山県災害多言語支援センターの設置・運用に関する初動対応訓練を実施するとともに、被災経験や訓練を踏まえてガイドラインの継続的な見直しに努める。

第9節 調査研究
(略)

第2章 災害応急対策
(略)

第1節 予警報の伝達
(略)

- 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準
 - 1 (略)
 - 2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）
(略)
 - (1) 特別警報の種類及び発表基準

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現象の種類	基準		
大雨	台風や集中豪雨による数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
暴風		暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯 低気圧により	高潮になる予想される場合	
波浪		高波になる予想される場合	

(新設)

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準

令和4年5月26日現在

警報・注意報発表基準一覧表				
令和4年5月26日現在				
発表予警				
富山地方気象台				
府県予報区				
一次細分区域				
市町村等をまとめた地域				
東部 東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
大雨				
区域内の市町村で別表1の基準に到達するところが予想される場合				
洪水				
陸上 20m/s、海上 20m/s				
暴風(平均風速)				
陸上 20m/s、海上 20m/s				
暴風雪(平均風速)				
陸上 20m/s、海上 20m/s				
雪を伴う				
大雪				
平地 6時間降雪の深さ25cm、平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ50cm 山間部 12時間降雪の深さ50cm				
波浪(有義波高)				
4.5m				
高潮				
区域内の市町村で別表5の基準に到達するところが予想される場合				
大雨				
区域内の市町村で別表3の基準に到達するところが予想される場合				
洪水				
陸上 12m/s、海上 15m/s				
強風(平均風速)				
陸上 12m/s、海上 15m/s				
風雪(平均風速)				
陸上 12m/s、海上 15m/s				
雪を伴う				
大雪				
平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ35cm				
6時間降雪の深さ15cm				
波浪(有義波高)				
2.0m				
豪雪				
区域内の市町村で別表5の基準に到達するところが予想される場合				
落雷等により被害が予想される場合				
融雪				
1. 精密地域の日平均気温が 12℃以上 2. 精密地域の日平均気温が 9℃以上かつ日平均風速が 5m/s 以上か日降水量 20mm 以上				
凍雪(視程)				
陸上 100m、海上 500m				
乾燥				
農小漁業 40℃未満実感温度 65%				
なだれ				
1. 24時間降雪の量が5cm以上あつて日平均気温 2℃以上の場合は 2. 雪量が100cm以上あつて日平均気温 2℃以上の場合は				
低温				
夏期: 最低気温 17℃以下日の日平均気温 冬期: 最低気温 -6℃以下				
霜				
早霜・晚霜期に最低気温 2℃以下				
露				
著しい露水(露)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)				
100mm				

現象の種類	基準		
大雨	台風や集中豪雨による数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
暴風		暴風が吹くと予想される場合	
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯 低気圧により	高潮になる予想される場合	
波浪		高波になる予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準

令和5年5月23日現在

気象庁HPの
標記に合わせ修正

警報等の基
準変更

警報・注意報発表基準一覧表				
令和5年5月23日現在				
発表予警				
富山地方気象台				
府県予報区				
一次細分区域				
市町村等をまとめた地域				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
大雨				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
暴風				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
高潮				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
波浪				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
豪雪				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
融雪(有義波高)				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
高潮				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
融雪(視程)				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
乾燥				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
なだれ				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
低温				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
霜				
東部 南 東部 北 西部 北 西部 南				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)				
100mm				

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(別表1) 大雨警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部南	富山市	14	100
	舟橋村	14	—
	上市町	16	113
	立山町	14	108
東部北	魚津市	18	122
	滑川市	12	122
	黒部市	13	115
	入善町	14	104
	朝日町	14	104
西部北	高岡市	16	120
	氷見市	16	120
	小矢部市	16	123
	射水市	19	125
西部南	砺波市	14	115
	南砺市	10	96

(別表1) 大雨警報基準

令和5年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部南	富山市	14	100
	舟橋村	14	—
	上市町	16	113
	立山町	14	108
東部北	魚津市	18	122
	滑川市	12	122
	黒部市	17	115
	入善町	16	104
	朝日町	16	104
西部北	高岡市	16	120
	氷見市	16	120
	小矢部市	16	123
	射水市	19	125
西部南	砺波市	14	115
	南砺市	10	96

警報等の基
準変更を行
ったため

(別表2) 洪水警報基準

令和4年5月26日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=7.3, 井田川流域= <u>26.6</u> , 熊野川流域= <u>22.3</u> , いたち川流域= <u>9.5</u> , 古川流域=4, 土川流域=8.9, 太田川流域=5.4, 坪野川流域= <u>3.9</u> , 山田川流域= <u>18.1</u> , 磯川流域= <u>2.5</u> , 白岩川流域= <u>21.2</u> , 下条川流域=2.2	神通川流域= (8, <u>59.9</u>), いたち川流域= (8, <u>7.4</u>), 坪野川流域= (8, 2.9)	常願寺川〔大川寺〕, 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕

(別表2) 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=7.3, 井田川流域= <u>26.8</u> , 熊野川流域= <u>22.8</u> , いたち川流域= <u>9.6</u> , 古川流域=4, 土川流域=8.9, 太田川流域=5.4, 坪野川流域= <u>4</u> , 山田川流域= <u>18.1</u> , 磯川流域= <u>2.5</u> , 白岩川流域= <u>21.5</u> , 下条川流域=2.2	神通川流域= (8, 59.8), いたち川流域= (8, <u>7.4</u>), 坪野川流域= (8, 2.9)	常願寺川〔大川寺〕, 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕

警報等の基
準変更

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	舟橋村	白岩川流域=20.1	—	常願寺川〔大川寺〕		舟橋村	白岩川流域=20.5	—	常願寺川〔大川寺〕	
	上市町	上市川流域=16.2, 白岩川流域=16.9, 大岩川流域=7.3	—	常願寺川〔大川寺〕		上市町	上市川流域=16.3, 白岩川流域=16.9, 大岩川流域=7.4	—	常願寺川〔大川寺〕	
	立山町	白岩川流域=14.1, 栄津川流域=9.7	—	常願寺川〔大川寺〕		立山町	白岩川流域=14.1, 栄津川流域=9.7	—	常願寺川〔大川寺〕	
東部北	魚津市	早月川流域=23.3, 片貝川流域=20.1, 鴨川流域=2.7, 角川流域=13.4, 布施川流域=13.2, 大座川流域=5.3, 坊田川流域=3.5	鴨川流域= (7, 2.4), 角川流域= (7, 12), 大座川流域= (7, 4.7), 坊田川流域= (7, 2.4)	—		魚津市	早月川流域=23.4, 片貝川流域=20.2, 鴨川流域=3, 角川流域=13.5, 布施川流域=13.2, 大座川流域=5.3, 坊田川流域=3.5	鴨川流域= (7, 2.5), 角川流域= (7, 12.1), 大座川流域= (7, 4.7), 坊田川流域= (7, 2.9)	—	
	滑川市	早月川流域=23.6, 上市川流域=18.7	—	常願寺川〔大川寺〕		滑川市	早月川流域=23.6, 上市川流域=18.7	—	常願寺川〔大川寺〕	
	黒部市	吉田川流域=5.3, 高橋川流域=4.5, 黒瀬川流域=8.6, 片貝川流域=21, 布施川流域=13.5	—	黒部川〔愛本・愛本(下流)〕		黒部市	吉田川流域=5.3, 高橋川流域=4.5, 黒瀬川流域=8.6, 片貝川流域=21, 布施川流域=13.5	—	黒部川〔愛本・愛本(下流)〕	
	入善町	入川流域=4.7, 舟川流域=7.6	—	黒部川〔愛本(下流)〕		入善町	入川流域=4.6, 舟川流域=7.6	—	黒部川〔愛本(下流)〕	
	朝日町	境川流域=20.6, 笹川流域=9.2, 木流川流域=5.1, 小川流域=21.2, 舟川流域=9, 山合川流域=6.6	—	黒部川〔愛本(下流)〕		朝日町	境川流域=20.6, 笹川流域=9.2, 木流川流域=5.1, 小川流域=21.1, 舟川流域=9, 山合川流域=6.6	—	黒部川〔愛本(下流)〕	
西部北	高岡市	千保川流域=9.6, 祖父川流域=6.1, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=6.4,	千保川流域= (14, 8.6), 和田川流域= (8, 5.6)	庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔石動・長江〕		西部北	千保川流域=10.4, 祖父川流域=6, 中川流域=4.7, 岸渡川流域=6,	小矢部川流域= (6, 34), 千保川流域= (8, 8.5)	庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔石動・長江〕	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	子撫川流域=9.7, 和田川流域=6.3			子撫川流域=9.7, 和田川流域=6.4	和田川流域= (8, 5.7)	
氷見市	神代川流域=4.6, 脇之谷内川流域=5.3, 宇波川流域=7.5, 阿尾川流域=11.5, 余川川流域=11.1, 上庄川流域=15.8, 仏生寺川流域=11.7, 泉川流域=4.4	余川川流域= (8, 10.5)	—	神代川流域=4.5, 脇之谷内川流域=5.1, 宇波川流域=7.6, 阿尾川流域=11.7, 余川川流域=11.5, 上庄川流域=15.9, 仏生寺川流域=11.6, 泉川流域=4.4	余川川流域= (8, 10.5)	—
小矢部市	子撫川流域=16.5, 横江宮川流域=10.1, 渋江川流域=15.1	—	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢・石動・長江〕	子撫川流域=16.2, 横江宮川流域=10.1, 渋江川流域=15.1	—	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢・石動・長江〕
射水市	和田川流域=13.7, 新堀川流域=9.3, 下条川流域=12.4	—	神通川〔神通大橋〕, 庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔長江〕	和田川流域=13.6, 新堀川流域=9.6, 下条川流域=12.4	—	神通川〔神通大橋〕, 庄川〔小牧・大門〕, 小矢部川〔長江〕
砺波市	庄川流域=55.6, 和田川流域=9.9, 坪野川流域=8.1, 千保川流域=4.8, 祖父川流域=5.4, 岸渡川流域=2.9, 黒石川流域=5.1, 横江宮川流域=8.5, 荒又川流域=6.6	—	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕	庄川流域=54.9, 和田川流域=9.9, 坪野川流域=8.1, 千保川流域=4.8, 祖父川流域=5.4, 岸渡川流域=3, 黒石川流域=5.1, 横江宮川流域=8.5, 荒又川流域=6.6	—	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕
南砺市	小矢部川流域=22.7, 渋江川流域=7.1, 旅川流域=12.2, 山田川流域=14.4, 大井川流域=9.6, 池川流域=8	小矢部川流域= (7, 20.4), 山田川流域= (6, 13.3), 池川流域= (6, 7.2)	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕	小矢部川流域=22.6, 渋江川流域=7.1, 旅川流域=12.2, 山田川流域=14.4, 大井川流域=9.6, 池川流域=8	小矢部川流域= (6, 20.3), 山田川流域= (6, 13.3), 池川流域= (6, 7.2)	庄川〔小牧〕, 小矢部川〔津沢〕
西部南						

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和3年6月8日

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
東部南	富山市	11	83
	舟橋村	10	113
	上市町	11	93
	立山町	8	89
東部北	魚津市	9	100
	滑川市	8	100
	黒部市	9	94
	入善町	9	85
	朝日町	11	85
西部北	高岡市	10	82
	氷見市	10	82
	小矢部市	9	84
	射水市	10	86
西部南	砺波市	9	81
	南砺市	8	68

(別表4) 洪水注意報基準

令和3年6月8日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=5.8, 井田川流域=21.2, 熊野川流域=17.8, いたち川流域=7.6, 古川流域=3.2, 土川流域=7.1, 太田川流域=4.3, 坪野川流域=3.1, 山田川流域=14.4, 磯川流域=1.9,	神通川流域= (5, 53.9), いたち川流域= (5, 5.9), 土川流域= (9, 5.6), 坪野川流域= (7, 2.6), 磯川流域= (5, 1.9)	常願寺川 [大川寺], 神通川 [大沢野大橋・神通大橋]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) 大雨注意報基準

令和5年6月8日

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準
東部南	富山市	11	83
	舟橋村	10	113
	上市町	11	93
	立山町	8	89
東部北	魚津市	9	100
	滑川市	8	100
	黒部市	11	94
	入善町	9	85
	朝日町	11	85
西部北	高岡市	10	82
	氷見市	10	82
	小矢部市	9	84
	射水市	10	86
西部南	砺波市	9	81
	南砺市	8	68

(別表4) 洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=5.8, 井田川流域=21.4, 熊野川流域=18.2, いたち川流域=7.6, 古川流域=3.3, 土川流域=7.1, 太田川流域=4.3, 坪野川流域=3.3, 山田川流域=14.4, 磯川流域=1.9,	神通川流域= (5, 53.8), いたち川流域= (5, 5.9), 土川流域= (9, 5.5), 坪野川流域= (7, 2.6), 磯川流域= (5, 1.9), 下条川流域= (9, 1.3)	常願寺川 [大川寺], 神通川 [大沢野大橋・神通大橋]

警報等の基準変更

警報等の基準変更に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

		白岩川流域=16.9, 下条川流域=21.7				白岩川流域=17.2, 下条川流域=1.7		
	舟橋村	白岩川流域=16	—	—		舟橋村	白岩川流域=16.4	—
	上市町	上市川流域=12.9, 白岩川流域=13.2, 大岩川流域=5.8	—	—		上市町	上市川流域=13, 白 岩川流域=13.5, 大岩川流域=5.9	—
	立山町	白岩川流域=11.1, 柄津川流域=7.6	—	常願寺川〔大川 寺〕		立山町	白岩川流域=11.2, 柄津川流域=7.7	常願寺川〔大川 寺〕
東部北	魚津市	早月川流域=18.6, 片貝川流域=16, 鴨川流域=2.1, 角川 流域=10.7, 布施川流域=10.5, 大座川流域=4.2, 坊田川流域=2.1	鴨川流域= (5, 2.1) , 角川流域= (7, 8.6) , 大座川流域= (5, 4.2) , 坊田川流域= (5, 2.1)	—	東部北	魚津市	早月川流域=18.7, 片貝川流域=16.1, 鴨川流域=2.3, 角 川流域=10.8, 布施川流域=10.5, 大座川流域=4.2, 坊田川流域=2.7	鴨川流域= (5, 2.2) , 角川流域= (5, 10.8) , 大座川流域= (5, 4.2) , 坊田川流域= (5, 2.6)
	滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.8	—	—		滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.9	—
	黒部市	吉田川流域=4.2, 高 橋川流域=3.6, 黒瀬川流域=6.8, 片 貝川流域=16.8, 布施川流域=10.8	高橋川流域= (9, 2.9)	黒部川〔愛本・ 愛本（下流）〕		黒部市	吉田川流域=4.2, 高橋川流域=3.6, 黒瀬川流域=6.8, 片貝川流域=16.8, 布施川流域=10.8	高橋川流域= (9, 2.8) 黒部川〔愛本・ 愛本（下流）〕
	入善町	入川流域=3.7, 舟川 流域=6	—	黒部川〔愛本 (下流)〕		入善町	入川流域=3.7, 舟 川流域=6	黒部川〔愛本 (下流)〕
	朝日町	境川流域=16.4, 笹 川流域=7.3, 木流川流域=4, 小川 流域=16.9, 舟川流域=7.2, 山 合川流域=5.2	—	—		朝日町	境川流域=16.4, 笹 川流域=7.3, 木流川流域=4.1, 小川流域=16.8, 舟川流域=7.2, 山 合川流域=5.2	—
	西部北	千保川流域=7.6, 祖 父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡 川流域=5.2	千保川流域= (5, 6.8) , 和田川流域= (5, 5)	庄川〔大門〕, 小矢部川〔長 江〕		西部北	千保川流域=8.2, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.8, 岸 渡川流域=4.8	小矢部川流域= (5, 27) , 庄川〔大門〕, 小矢部川〔長 江〕

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	子撫川流域=8, 和田川流域=5				子撫川流域=7.7, 和田川流域=5.1	千保川流域= (5, 7.5), 和田川流域= (5, 5.1)	
氷見市	神代川流域=3.6, 脇之谷内川流域=4.2, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.2, 余川川流域=8.8, 上庄川流域=12.6, 仏生寺川流域=9.3, 泉川流域=2.4	神代川流域= (8, 2.9), 脇之谷内川流域= (5, 4.2), 宇波川流域= (7, 4.1), 余川川流域= (8, 8.8), 上庄川流域= (8, 12.6), 仏生寺川流域= (5, 9.3), 泉川流域= (9, 2.4)	—		氷見市	神代川流域=3.6, 脇之谷内川流域=4.1, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.3, 余川川流域=9.2, 上庄川流域=12.7, 仏生寺川流域=9.2, 泉川流域=2.5	神代川流域= (8, 2.8), 脇之谷内川流域= (9, 4), 宇波川流域= (7, 4.2), 余川川流域= (5, 9.2), 上庄川流域= (8, 12.6), 仏生寺川流域= (5, 9.2), 泉川流域= (7, 2.5)
小矢部市	子撫川流域=13.2, 横江宮川流域=8, 渋江川流域=12	横江宮川流域= (5, 7.9), 渋江川流域= (5, 12)	小矢部川〔津沢・石動・長江〕		小矢部市	子撫川流域=12.9, 横江宮川流域=8, 渋江川流域=12	横江宮川流域= (5, 8), 渋江川流域= (5, 12)
射水市	和田川流域=10.9, 新堀川流域=7.4, 下条川流域=9.9	和田川流域= (7, 7.9) 新堀川流域= (8, 5.9)	庄川〔大門〕, 小矢部川〔長江〕		射水市	和田川流域=10.8, 新堀川流域=7.6, 下条川流域=9.9	和田川流域= (7, 7.8), 新堀川流域= (5, 7.6)
西部南	砺波市	庄川流域=44.4, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=3.8, 祖父川流域=4.3, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4, 横江宮川流域=6.8, 荒又川流域=5.2	岸渡川流域= (5, 2.1)	庄川〔小牧〕	砺波市	庄川流域=43.9, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=3.9, 祖父川流域=4.3, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4.1, 横江宮川流域=6.8, 荒又川流域=5.2	岸渡川流域= (5, 2.1) 庄川〔小牧〕
	南砺市	小矢部川流域=18.1, 渋江川流域=5.6, 旅川流域=9.7, 山田川流域=11.6,	小矢部川流域= (5, 18.1), 旅川流域= (7, 7.8), 山田川流域= (5,	小矢部川〔津沢〕	南砺市	小矢部川流域=18, 渋江川流域=5.6, 旅川流域=9.7, 山田川流域= (6, 7.8),	小矢部川〔津沢〕

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	大井川流域=7. 6, 池川流域=6. 4	<u>11.6)</u> , 大井川流域= (5, 7. 6) , 池川流域= (5, 6. 4)	
--	--------------------------	--	--

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p><u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p>
	<u>(新設)</u>

	田川流域= <u>11.5</u> , 大井川流域=7. 6, 池川流域=6. 4	山田川流域= (5, <u>11.5</u>), 大井川流域= (5, 7. 6) , 池川流域= (5, 6. 4)
--	---	--

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方気象台）

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p><u>常時10分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているのかを面的に確認することができる。</u></p>

気象庁の表記に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降雨短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

- 4 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台）
 5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 5 富山県気象情報（富山地方気象台）
 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。
 「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。
- 6 (略)
- 7 記録的短時間大雨情報（気象庁）
県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気

	<u>間予報等を用いて常時10分ごとに更新している。</u>
4 早期注意情報（警報級の可能性）（富山地方気象台） 5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県）で発表される。大雨、 <u>高潮</u> に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。	気象庁の表記に合わせ修正
5 富山県気象情報（富山地方気象台） <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。</u> <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する富山県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u>	気象庁の表記に合わせ修正
6 (略)	
7 記録的短時間大雨情報（気象庁） <u>県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u>	気象庁の表記に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「キクル（危険度分布）」で確認する必要がある。

8 竜巻注意情報（気象庁）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9 指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局）

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。

富山県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

8 竜巻注意情報（気象庁）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部、富山県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である

9 指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局）

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする

実態に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

	気象警報	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>		<p>する。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	氾濫警戒情報	<p>氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
	洪水注意情報		洪水注意情報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>

第2～3（略）

第4 伝達体制

1 伝達体制（富山地方気象台、県総合政策局、県土木部、市町村）

（1）気象予警報の伝達

ア～オ（略）

カ 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、ニアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

（2）～（5）（略）

第2～3（略）

第4 伝達体制

1 伝達体制（富山地方気象台、県総合政策局、県土木部、市町村）

（1）気象予警報の伝達

ア～オ（略）

カ 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、ニアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

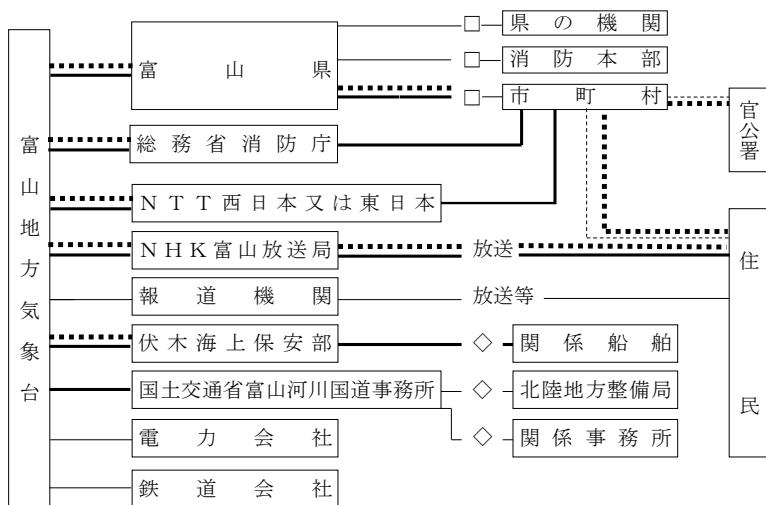
（2）～（5）（略）

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

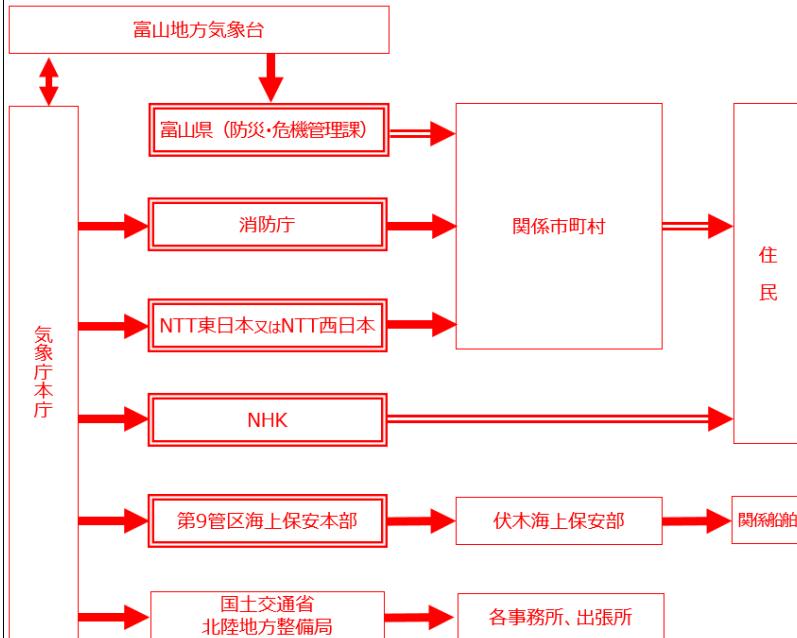
2 (略)

3 気象予警報等伝達系統図 (各防災関係機関)



2 (略)

3 気象予警報等伝達系統図 (各防災関係機関)



実態に合わせた修正

第2節 災害危険地域の予防措置 (略)

第3節 応急活動体制 (略)

第1 県の活動体制 (略)

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

(新設)

第2節 災害危険地域の予防措置 (略)

第3節 応急活動体制 (略)

第1 県の活動体制 (略)

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

また、体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速

災害対応検証を踏まえ

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

1 職員の非常配備・参集（県危機管理局）

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1非常配備	(略)	(略)
第2非常配備	<p><u>(新設)</u></p> <p>① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき</p> <p>② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき</p> <p>③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p>	<p>防災・危機管理課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課</p> <p>各課員の約3分の1程度</p> <p>上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員</p> <p>事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</p>
第3非常配備	<p>① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき</p> <p>② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p> <p>③ 県下に「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」特別警報が発表されたとき</p>	<p>災害対策に万全を期すため、原則として当該災害に關係ある各課（班）全員があたる。ただし、知事（本部長）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の配備対象職員を指定したときは、この限りでない。</p>

かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。

1 職員の非常配備・参集（県危機管理局）

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1非常配備	(略)	(略)
第2非常配備	<p>① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき</p> <p>② 県下に次の警報が1以上発表されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 <p>③ 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき</p> <p>④ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p>	<p>防災・危機管理課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課</p> <p>各課員の約3分の1程度</p> <p>上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員</p> <p>事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</p>
第3非常配備	<p>① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき</p> <p>② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p> <p>③ 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき（災害対策本部自動設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 <p>④ 県下に顕著な大雨に関する富山県気象情報が発表されたとき（災害対策本部自動設置）</p>	<p>災害対策に万全を期すため、原則として当該災害に關係ある各課（班）全員があたる。ただし、知事（本部長）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の配備対象職員を指定したときは、この限りでない。</p>

た修正

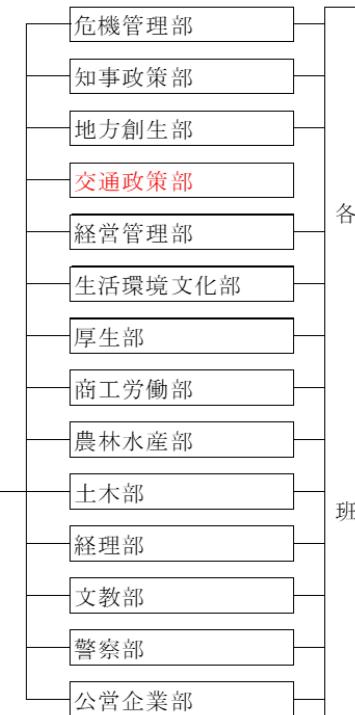
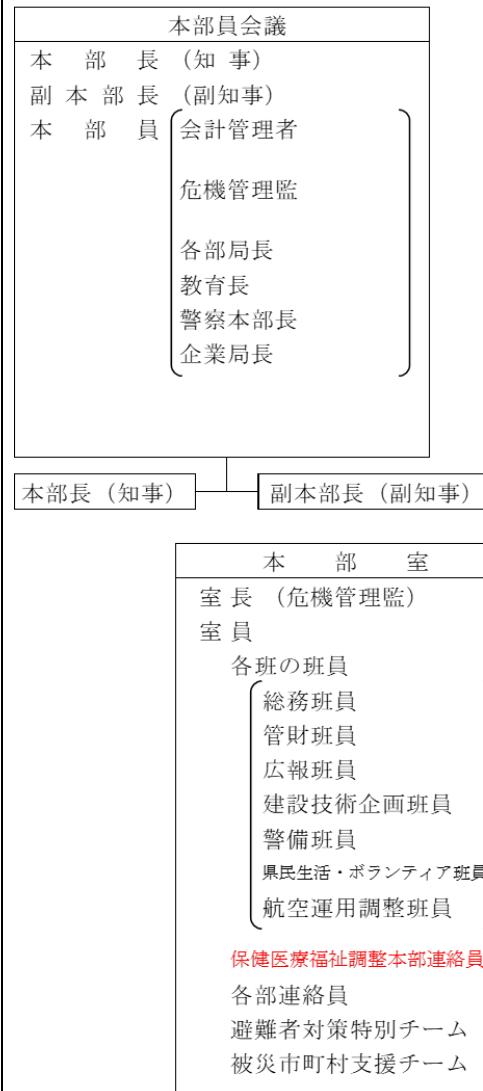
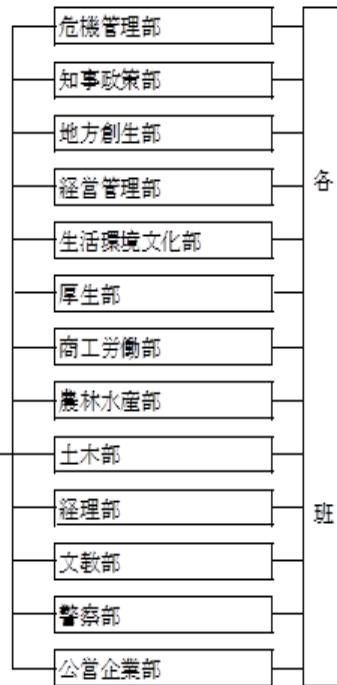
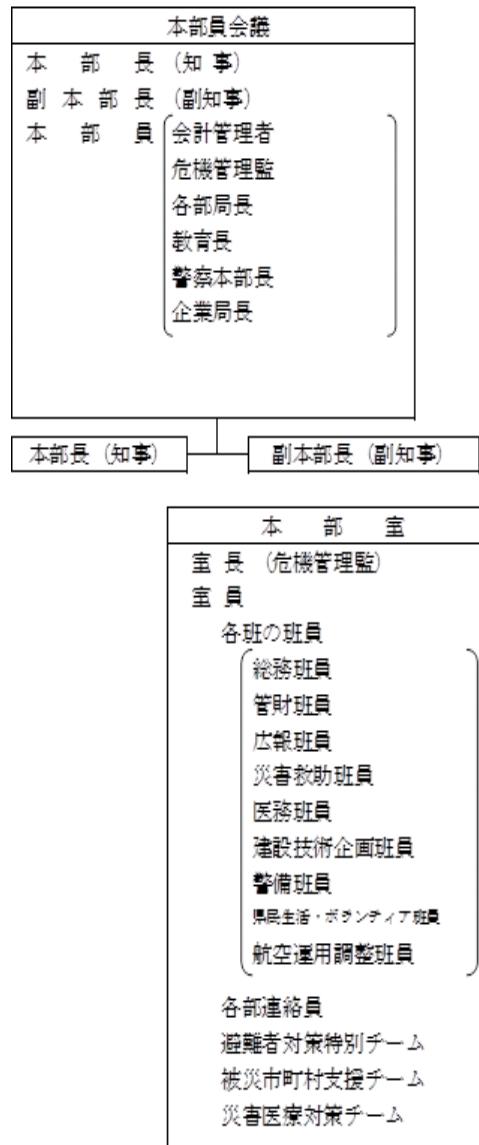
配備基準に顕著な大雨に関する富山県気象情報、災害対策本部自動設置を明記

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>(2) (略)</p> <p>(3) 動員計画及び動員の伝達</p> <p>ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 動員計画及び動員の伝達</p> <p>ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画し、職員に周知しておく。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。</u></p> <p><u>エ 過去の災害で得た知識、経験、ノウハウ等を災害対応に活かすため、危機管理局在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部等への応援職員として派遣する仕組みを検討する。</u></p>	<p>災害対応検証を踏まえた修正</p>
<p>2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 設置基準</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 災害救助法の適用があったとき。</u></p> <p>(資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)</p>	<p>2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 設置基準</p> <p><u>ア 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 <p><u>イ 県下に顕著な大雨に関する富山県気象情報が発表されたとき</u></p> <p><u>ウ (略)</u></p> <p><u>エ (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(資料「13-3 富山県災害対策本部運営要領」)</p>	<p>設置基準を追加</p>
<p>(略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>県災害対策本部組織図(挿入)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>県災害対策本部組織図(挿入)</p>	<p>災害救助法の適用について設置要件から削除</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

組織改編による修正



(ウ) ~ (エ) (略)

(ウ) ~ (エ) (略)

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(才) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。

なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における地域災害医療対策会議とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。

(新設)

イ～ウ（略）

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。

なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ～ウ（略）

(才) 医療救護又は保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する。また、被災現地を所管する厚生センター内に「地域医療福祉調整本部」を設置し、円滑な保健医療福祉活動が実施できるよう、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。

保健医療福祉調整本部は、市町村や関係機関と連携し、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMA T）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行うとともに、避難所における保健医療福祉ニーズ等の収集及び提供、心のケアを含めた被災者の健康管理に関する総合調整、保健医療福祉活動チームの派遣調整等、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うものとする。

なお、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた都道府県職員等から編成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等他の都道府県からの人的支援を求めるとともに、受援体制を整備するものとする。

(カ) 孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、数複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、プロジェクトチームの設置を検討する。

イ～ウ（略）

(3) 設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は防災危機管理センター5階大会議室、災害対策本部室は防災危機管理センター4階オペレーションルームに置く。

なお、防災危機管理センターが被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ～ウ（略）

災害対応検証を踏まえた修正

厚生部内に「保健医療福祉調整本部」、被災現地を所管する厚生センター管内に「地域医療福祉調整本部」を設置

災害対応検証を踏まえた修正

実態に合わせて修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>(4) 設置の通知等 ア 県職員 (ア) (略) (イ) 勤務時間外に設置されたとき 総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」等により周知する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(5) 本部員会議 ア (略) イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。</p> <p>ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。</p> <p>エ (略)</p> <p>(6) 災害対策本部室 ア～イ (略) ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームに配置する。</p> <p>エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 (ア) 各種情報の管理に関すること (イ) 各部班の活動状況の把握に関すること (ウ) 防災活動全般の調整に関すること (エ) 本部員会議の運営に関すること (オ) 避難者対策特別チームに関すること (カ) 被災市町村支援チームに関すること</p>	<p>(4) 設置の通知等 ア 県職員 (ア) (略) (イ) 勤務時間外に設置されたとき 総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県総合防災情報システム」<u>やデジタル技術の活用等</u>により周知する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(5) 本部員会議 ア (略) イ 本部長は、災害対策について協議する必要があるときは、本部員会議を召集する。<u>ただし、災害時の定期的な状況把握と円滑な課題解決のため、原則、定時開催とする。</u></p> <p>ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、本部員会議への出席を求めることができる。</p> <p><u>また、災害対応の連携強化や円滑かつ適切な意思決定を行うため、市町村長が本部員会議に出席できる体制とする。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>(6) 災害対策本部室 ア～イ (略) ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、建設技術企画班、警備班、県民生活・ボランティア班、航空運用調整班及び本部長の指示する各班の班員若干名・各部連絡員・<u>保険医療福祉調整本部連絡員</u>並びに本部室長が指名する避難者対策特別チーム、被災市町村支援チーム配置する。</p> <p>エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 (ア) 各種情報の管理に関すること (イ) 各部班の活動状況の把握に関すること (ウ) 防災活動全般の調整に関すること (エ) 本部員会議の運営に関すること (オ) 避難者対策特別チームに関すること (カ) 被災市町村支援チームに関すること</p>	<p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>保健医療福祉調整本部連絡員を災害対策本部室に配置</p> <p>災害対策本部内に災害医療対策チームを設置しない想定であるため、削除</p>
--	---	---

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(キ) 災害医療対策チームにすること

(ク) その他本部長が指示した事項にすること

(7)～(9) (略)

第2～3 (略)

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

(新設)

(キ) その他本部長が指示した事項にすること

(7)～(9) (略)

第2～3 (略)

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

内閣府等、県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

国^の防災基
本計画に合
わせた修正

ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受け入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

1～2 (略)

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

1～2 (略)

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

国^の防災基
本計画に合
わせた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1)～(2) (略)

(新設)

4 (略)
第5 (略)

第4節 情報の収集・伝達

(略)

第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略)

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1～3 (略)

4 被害情報の収集活動（県各部局） (略)

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

(1) 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。

(2) (略)

(3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、ボランティアの活用等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) その他

県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 (略)

第5 (略)

第4節 情報の収集・伝達

(略)

第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略)

市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に対して定期的に伝達する。

1～3 (略)

4 被害情報の収集活動（県各部局） (略)

このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関に共有する。

(1) 市町村、消防本部からの情報収集

被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集するほか、県から被災市町村に派遣したリエゾンから情報を収集する。

(2) (略)

(3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画に合わせた修正

災害対応検証を踏まえた修正

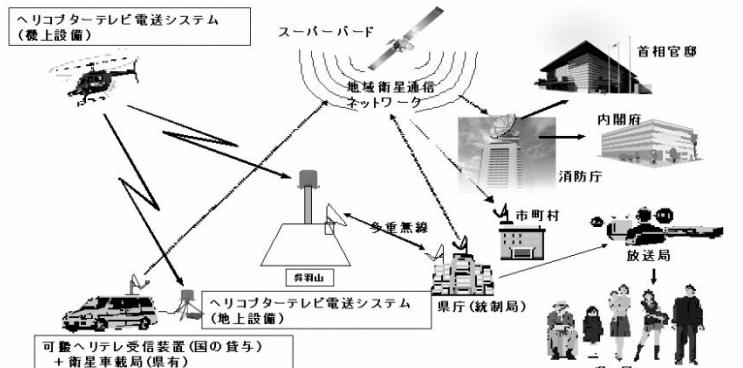
災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4)～(9) (略)
(新設)

5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）
被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

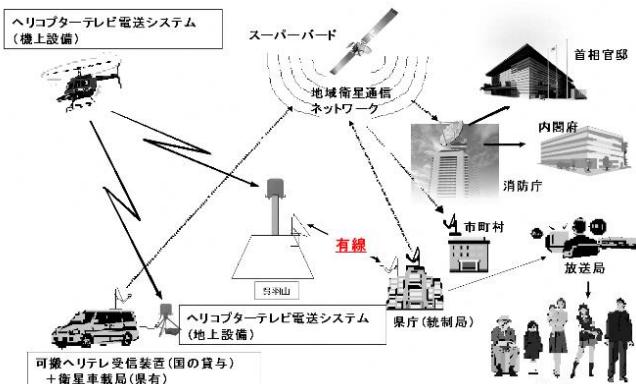
被害項目	担当部班	備考（室課名）
(略)	(略)	(略)
ガス施設被害	<u>生活環境文化部環境保全課</u>	<u>環境保全課</u>
(略)	(略)	(略)
鉄道施設被害	<u>地方創生部 地域交通・新幹線政策班</u>	<u>総合交通政策室</u>
空港設被害	<u>地方創生部 航空</u>	<u>総合交通政策室</u>

収集

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機や高所監視カメラの上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(4)～(9) (略)
(10) 最新技術を用いた情報収集

無人航空機を活用したレーザー測量等、最新のICT技術を用いて情報を収集する。

5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）
被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
(略)	(略)	(略)
ガス施設被害	<u>危機管理部 総務班</u>	<u>消防課</u>
(略)	(略)	(略)
鉄道施設被害	<u>交通政策部 地域交通・新幹線政策班</u>	<u>地域交通・新幹線政策室</u>
空港設被害	<u>交通政策部 航空</u>	<u>航空政策課</u>

災害対応検証を踏まえ修正
組織改正に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

政策班	政策班	
<p>※1 (略)</p> <p>2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに<u>総合政策部</u>総務班（防災・危機管理課）に報告する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 通信連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を<u>関係機関に共有</u>するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第3 広報広報及び広聴活動</p> <p>(略)</p>	<p>※1 (略)</p> <p>2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに<u>危機管理部</u>総務班（防災・危機管理課）に報告する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。<u>また、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑に共有するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、<u>県及び被災市町村は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 通信連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、<u>復旧の状況や見通し、代替的な利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページとトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）</u>するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第3 広報広報及び広聴活動</p> <p>(略)</p>	<p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

1 広報活動（各防災関係機関）

- (1) (略)
- (2) 広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)～(オ) (略)

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣 情報等）

(エ)～(オ) (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

1 広報活動（各防災関係機関）

- (1) (略)
- (2) 広報活動の内容

ア 広域災害広報

県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、防災アプリ、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)～(オ) (略)

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、防災アプリ、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

(エ)～(オ) (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第5節 災害救助法の適用

(略)

第1 (略)

第2 救援実施体制

1 (略)

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

(1) ~ (2) (略)

※救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項）

また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」）

第6節 広域応援要請

(略)

第1 相互協力

(略)

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。

1 ~ 2 (略)

3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）

(1) (略)

(2) 受入体制の確保

(略)

（新設）

第5節 災害救助法の適用

(略)

第1 (略)

第2 救援実施体制

1 (略)

2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）

(1) ~ (2) (略)

※救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項）

また、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

（資料「12-3 災害救助法に基づく日本赤十字社富山県支部への委託に関する富山県知事と日本赤十字社富山県支部長との協定」）

協定の見直しによる修正

第6節 広域応援要請

(略)

第1 相互協力

(略)

特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。

なお、協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。

1 ~ 2 (略)

3 応援受入体制の確立（県危機管理局、市町村）

(1) (略)

(2) 受入体制の確保

(略)

さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局）

(略)

(1) 支援体制の確保

(略)

（新設）

(2) (略)

(3) 応援の実施

(略)

また、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 応援要請

(略)

1～3 (略)

4 災害派遣医療チーム（DMA T）等（県危機管理局、県厚生部）

(1) 応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMA T）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

に配慮するものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

4 他都道府県への応援・派遣（県危機管理局）

(略)

(1) 支援体制の確保

(略)

応援職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯する。

(2) (略)

(3) 応援の実施

(略)

また、県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。

第2 応援要請

(略)

1～3 (略)

4 災害派遣医療チーム（DMA T）等（県危機管理局、県厚生部）

(1) 応援要請

知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMA T）、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

修正
災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>(2) (略)</p> <p>5 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）（国土交通省）</p> <p>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 救助活動</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 感染症対策</p> <p>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理<u>やマスク着用等</u>を徹底するものとする。</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第8節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 連絡体制</p> <p>1 連絡系統（県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（D M A T）や医療救護班等の派遣の要請を行う。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>5 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）（国土交通省）</p> <p>緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</p> <p><u>また、T E C – F O R C E、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7節 救助・救急活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 救助活動</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 感染症対策</p> <p>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第8節 医療救護活動</p> <p>(略)</p> <p>第1 連絡体制</p> <p>1 連絡系統（県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、<u>協定に基づき</u>、災害派遣医療チーム（D M A T）や医療救護班等の派遣の要請を行う。</p>
---	--

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

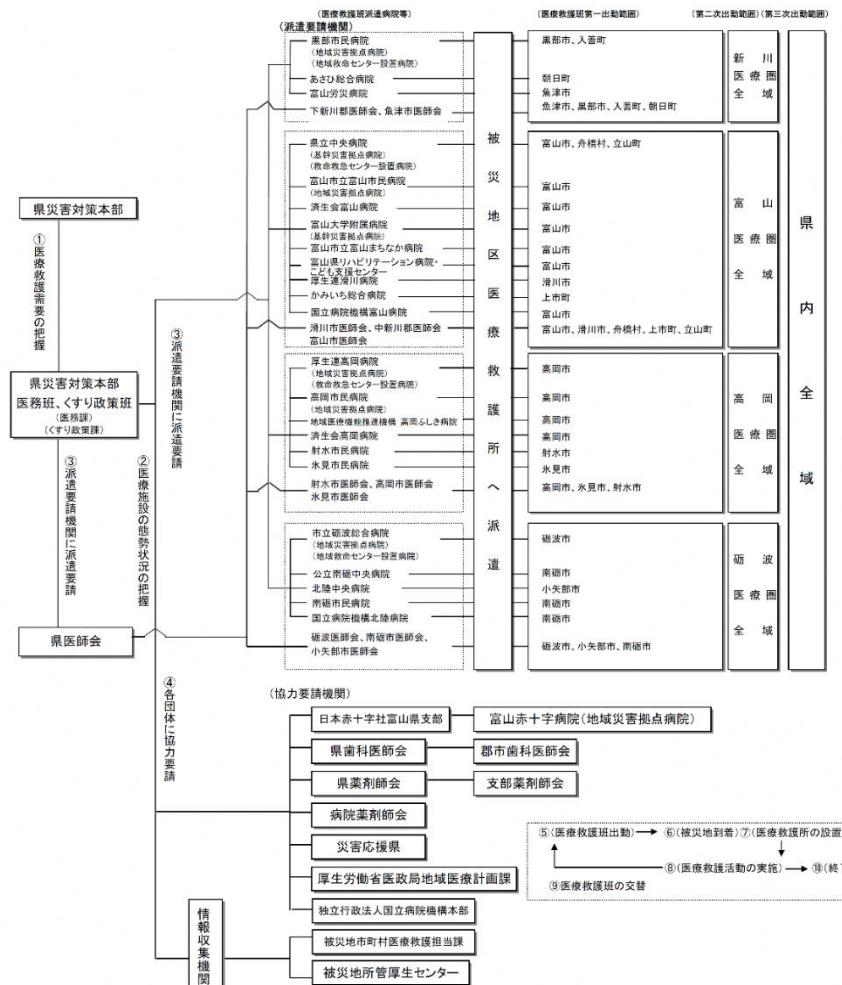
国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

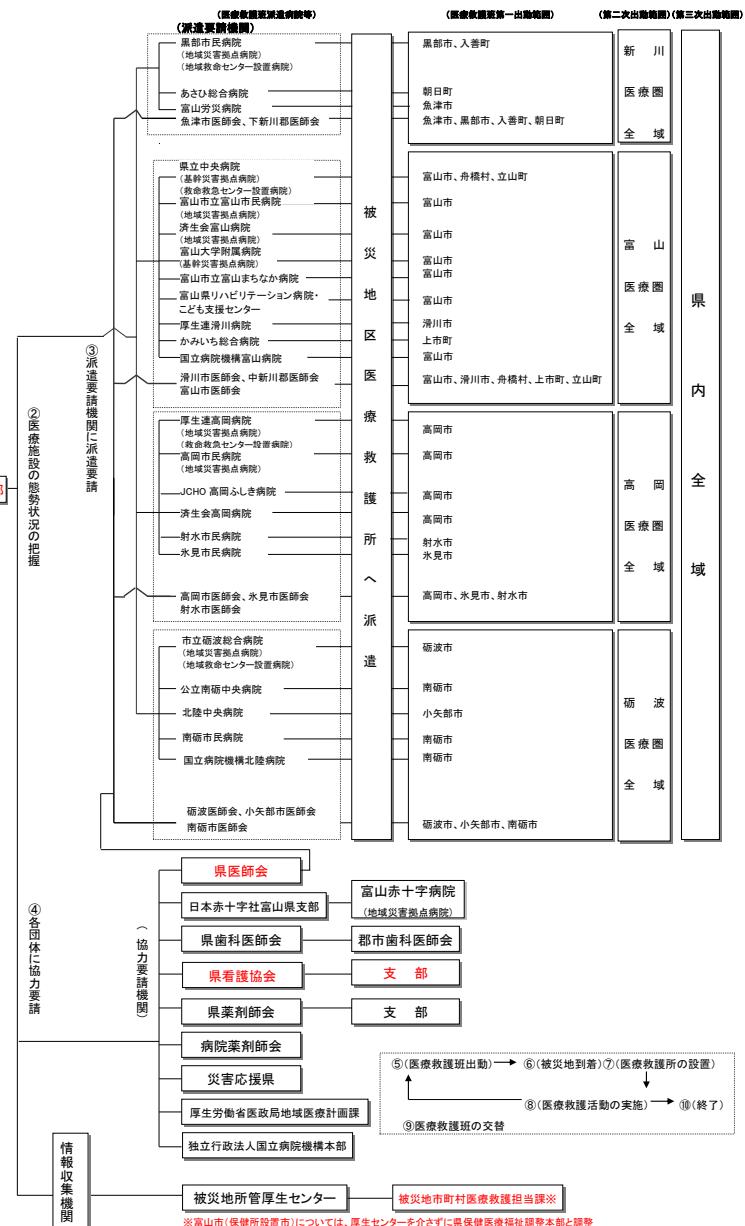
ア～イ（略）

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



ア～イ（略）

災害時における医療救護活動指揮連絡系統



組織改編による修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>2 (略)</p> <p>3 情報連絡体制（県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。 <u>(新設)</u></p> <p>第2 灾害派遣医療チーム（DMA T）の派遣</p> <p>1 (略)</p> <p>2 富山県DMA Tの活動内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 情報連絡体制（県厚生部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システム（EM I S）を活用して共有する。 県は、医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EM I S）への情報入力を定期的に呼びかける。</p> <p>第2 災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣</p> <p>1 (略)</p> <p>2 富山県DMA Tの活動内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（J D A T）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（J D A -D A T）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>第3 (略)</p>	<p>災害対応検証を踏ました修正</p> <p>災害対応検証を踏ました修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
---	--	---

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

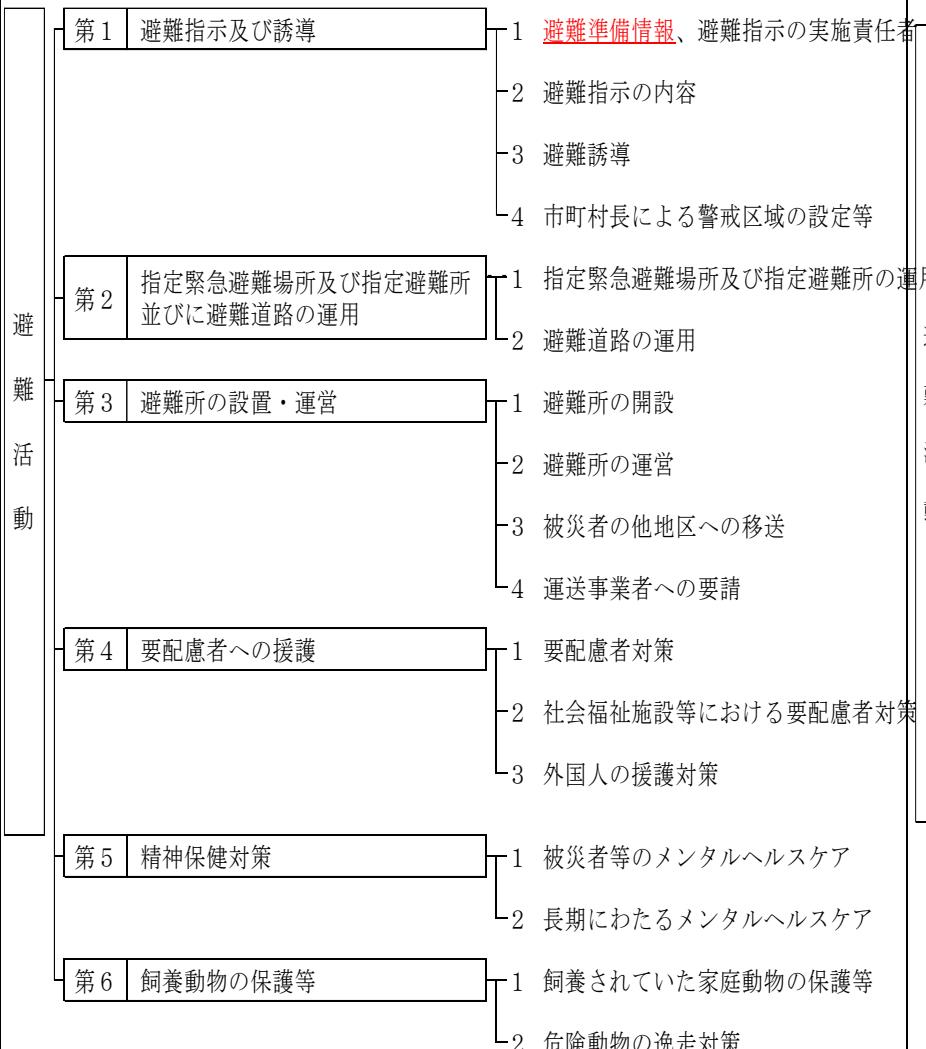
<p>第4 医療救護班の派遣 1～3 (略) <u>4 トリアージ活動 (県厚生部)</u> <u>被災現場及び医療救護所においてのトリアージは、各医療救護班が責任をもって行う。</u></p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保 1 保健医療活動従事者の確保 (県厚生部) (1)～(2) (略) (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の<u>設置に努める</u>。</p>	<p>第4 医療救護班の派遣 1～3 (略) <u>(削除)</u></p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保 1 保健医療活動従事者の確保 (県厚生部) (1)～(2) (略) (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の<u>窓口となる保健医療福祉調整本部を設置する。</u></p>	<p>実態に合わせた修正</p> <p>保健医療福祉調整本部の設置</p>
---	--	---------------------------------------

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村） <u>(新設)</u></p> <p>(1) (略) (2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>3 情報の収集・整理・提供（県厚生部） <u>(新設)</u></p> <p>県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。</p> <p>第10 精神保健医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣（県厚生部）</p> <p>(1) 富山県D P A Tの派遣要請 知事は、富山県D P A T設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県D P A Tの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県D P A T隊員の派遣を要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村）</p> <p><u>(1) 県は、災害時厚生センター活動マニュアルに基づいて、平常時から災害時に備えた体制整備を行うとともに、厚生センターが把握している要配慮者に対する支援体制を整えておく。</u></p> <p><u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u></p> <p>3 防疫活動</p> <p><u>(1) 県は、富山県感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握する。</u></p> <p><u>(2) 県は、避難所を管轄する関係機関と連携し、避難所生活における感染管理上のリスクアセスメントを行う。</u></p> <p><u>(3) 入院勧告を必要とする患者が発生した場合、感染症指定医療機関への移送を調整する。</u></p> <p>4 情報の収集・整理・提供（県厚生部）</p> <p><u>(1) 県は、平常時から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病患者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。</u></p> <p><u>(2) 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。</u></p> <p>第10 精神保健医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣（県厚生部）</p> <p>(1) 富山県D P A Tの派遣要請 知事は、富山県D P A T設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県D P A Tの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、<u>協定に基づき</u>、富山県D P A T隊員の派遣を要請する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p align="center">実態に合わせ修正</p> <p align="center">国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p>
---	---	--

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第9節 避難活動 (略)



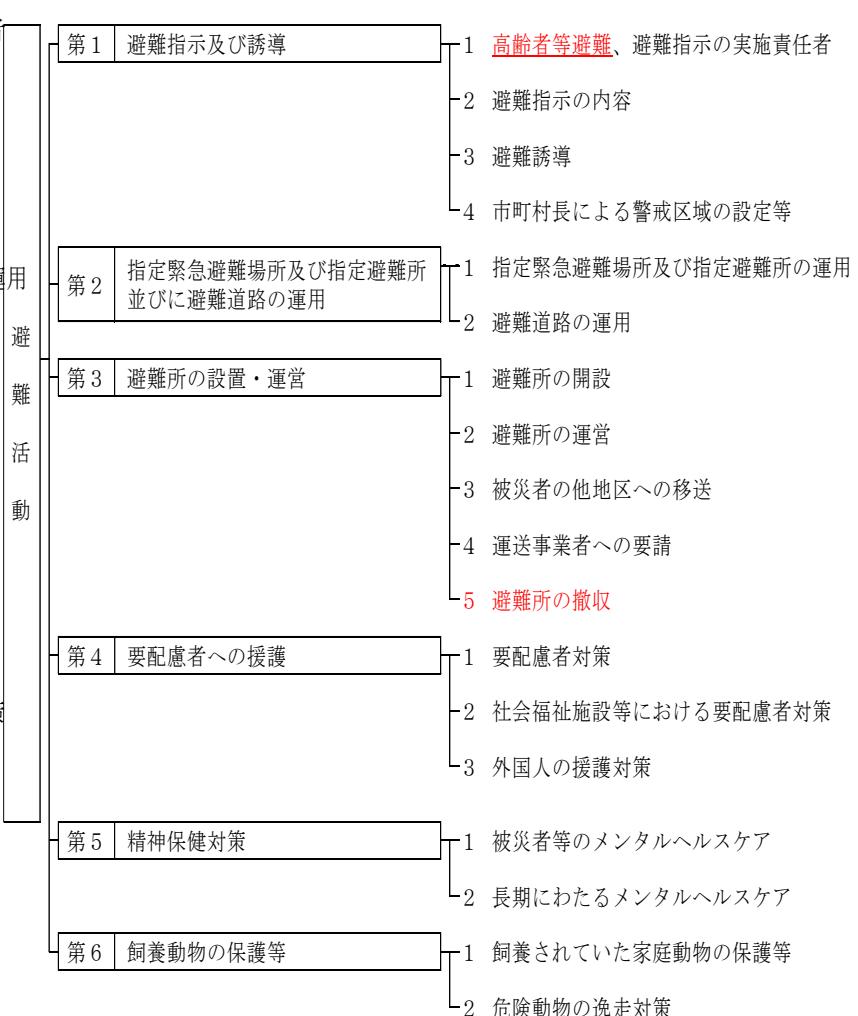
第1～2 (略)

第3 避難所の設置・運営

1 (略)

2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市

第9節 避難活動 (略)



第1～2 (略)

第3 避難所の設置・運営

1 (略)

2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

町村)

(1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

(略)

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。（新設）

(2)～(3) (略)

(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

町村)

(1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、防災土等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

(略)

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災土、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(2)～(3) (略)

(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。また、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(5) 市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6)～(9) (略)
(新設)

3～4 (略)
(新設)

第4 要配慮者の支援
(略)

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

ア (略)

イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ (略)

エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

(2) 要配慮者の支援

ア～ウ (略)

エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(6)～(9) (略)

(10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

3～4 (略)

5 避難所の撤収（市町村）

市町村は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。

第4 要配慮者の支援
(略)

1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

(1) 避難行動要支援者の支援

ア (略)

イ 被災市町村は、自主防災組織や防災土等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。

ウ (略)

エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、防災土等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、必要な情報の提供等に努める。

(2) 要配慮者の支援

ア～ウ (略)

エ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備

載に合わせ修正
国の防災基本計画の記載に合わせ修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏ました修正

災害対応検証を踏ました修正

災害対応検証を踏ました修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（例：見えるラジオ、目で聞くテレビ、デジタル放送対応テレビ）

オ（略）

カ 災害派遣福祉チームの派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。

2（略）

3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関）

（1）外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

（2）外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第5（略）

第6 飼養動物の保護等

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

（1）（略）

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（ラジオ、テレビ（字幕・手話・解説放送）、ホワイトボード、遠隔通訳サービス（手話・文字チャット）等）

オ（略）

カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）や被害支援ナースを避難所へ派遣する。

2（略）

3 外国人の支援対策（県危機管理局、県生活環境文化部、市町村、報道機関、関係機関）

（1）外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

（2）外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するためボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。

第5（略）

第6 飼養動物の保護等

1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部）

（1）（略）

国の表記に合わせて修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

実態に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養
市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 (略)

第10節 交通規制・輸送対策

(略)

第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 (略)

第2 緊急交通路の確保

1 (略)

2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）

(略)

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

（新設）

(略)

3 (略)

第3 (略)

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

(2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養
市町村は、避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 (略)

第10節 交通規制・輸送対策

(略)

第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施

1 被害状況の収集伝達（各交通機関）

交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。

2 (略)

第2 緊急交通路の確保

1 (略)

2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）

(略)

(2) 海上輸送路の確保

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

(略)

3 (略)

第3 (略)

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画に合わせた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県危機管理局、<u>県地方創生局</u>、市町村、各運送事業者）</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送</p> <p>(略)</p> <p>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路（株））</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 確認対象車両</p> <p>(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難<u>の勧告又は</u>指示に使用されるもの</p> <p>(イ)～(ケ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県危機管理局、<u>県交通政策局</u>、市町村、各運送事業者）</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送</p> <p>(略)</p> <p>航空運用調整班は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路（株））</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 確認対象車両</p> <p>(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの</p> <p>(イ)～(ケ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>令和3年5月20日に施行された改正災害対策基本法により廃止、避難指示に一本化</p>
---	--	---

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給
(略)

第1 (略)

第2 食料・生活必需品の供給
(略)

1 供給方法（市町村）

(1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。

(2) (略)

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 非常食・生活必需品

ア～ウ (略)

非常食・生活必需品の救援物資の流れ

第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給
(略)

第1 (略)

第2 食料・生活必需品の供給
(略)

1 供給方法（市町村）

(1) 被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、事前
に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活
用し、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責

任者を定めて行う。

(2) (略)

2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 非常食・生活必需品

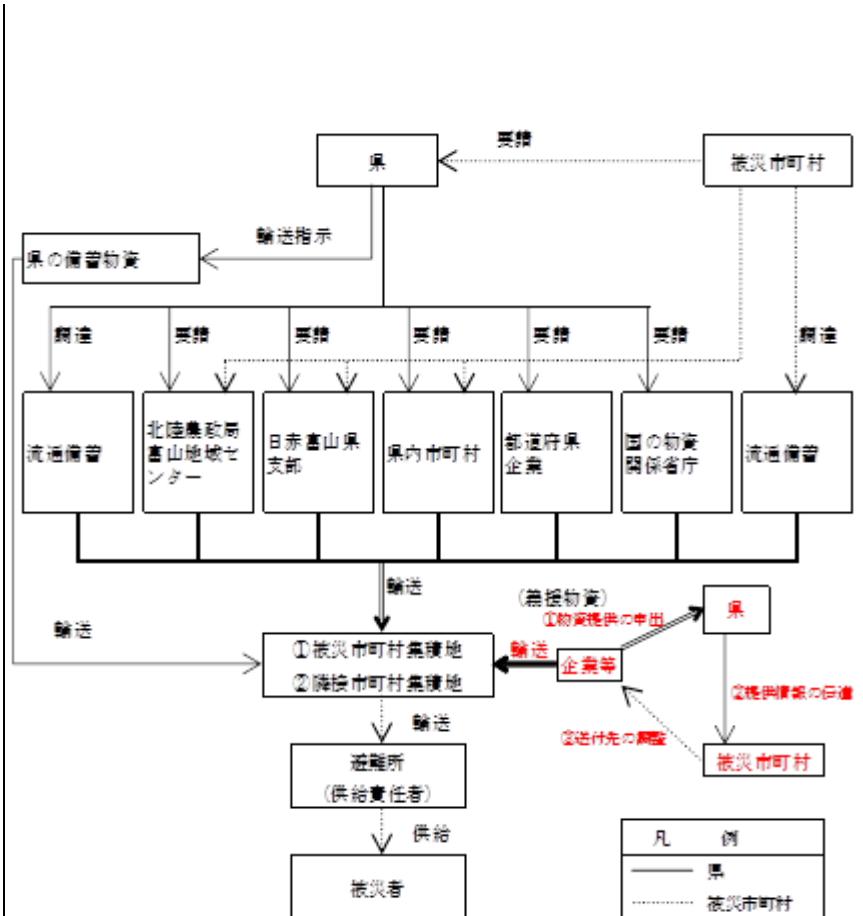
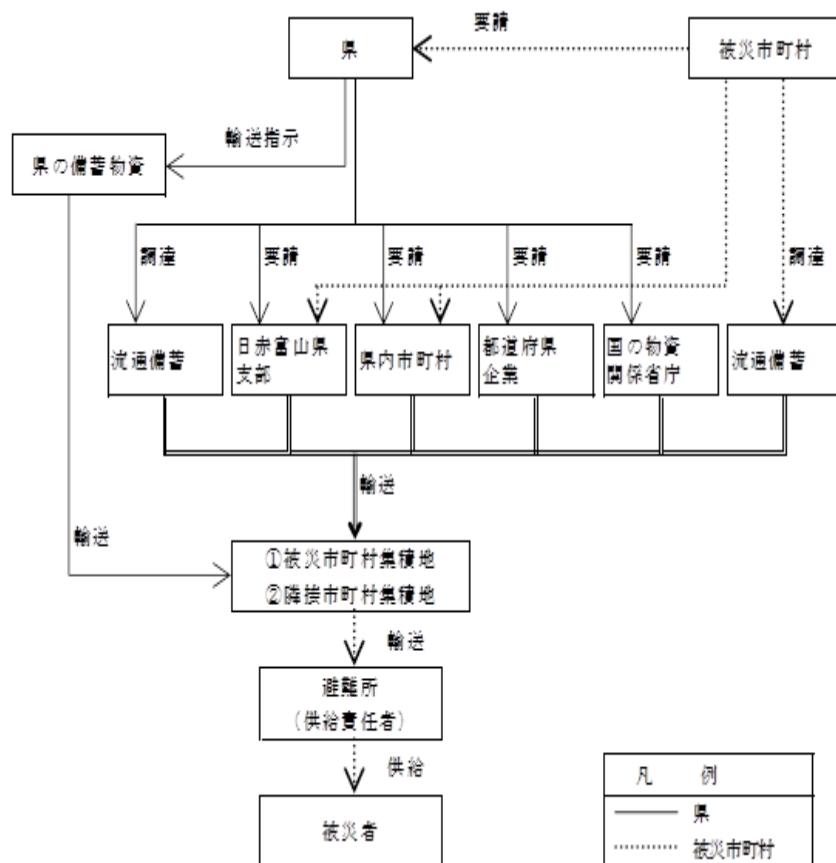
ア～ウ (略)

非常食・生活必需品の救援物資の流れ

災害対応検証を踏まえた修正

実態に合わせて修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表



富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>3 輸送体制（各防災関係機関） (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1)～(2) 略 (3) 被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策 (略) 1 (略) 2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） (1)～(2) (略) (3) 消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所<u>のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。</u></p>	<p><u>連絡調整を行う。企業等は市町村の希望する場所に物資を配達する。</u></p> <p>3 輸送体制（各防災関係機関） (1)～(3) (略) <u>(4) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u> <u>(5) 県は、関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市町村が一般ボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う。</u> <u>(6) 県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1)～(2) 略 (3) 被災地方公共団体は、<u>被災者の要望を聞きとる体制を整備し</u>、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策 (略) 1 (略) 2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） (1)～(2) (略) (3) 消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所<u>にファックス等によりに提供する。</u></p>	<p>追記漏れ</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</p> <p>災害対応検証を踏まえた修正</p> <p>提供方法をファックスに限定せず、幅広とするため</p>
---	---	---

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

イ～ウ（略）
(4)（略）

第12節 廃棄物処理・防疫防疫・食品衛生対策
(略)

第1 し尿処理

1～2（略）

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）
(略)

なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、隣接県等に対して、支援を要請する。

第2 ごみ、災害廃棄物の処理

1（略）

2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）

市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

（略）

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。

また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処

イ～ウ（略）
(4)（略）

第12節 廃棄物処理・防疫防疫・食品衛生対策
(略)

第1 し尿処理

1～2（略）

3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）
(略)

なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して、支援を要請する。

第2 ごみ、災害廃棄物の処理

1（略）

2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村）

市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や被災家屋の棟数、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成し、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、必要に応じ損壊家屋等の解体・撤去等を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等）を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。

（略）

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村や関係機関等との連絡調整を図りながら県災害廃棄物処理実行計画を策定する。

また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して廃棄物処理や住民等への周知などに関する助言や技術的支援を行う。

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

理主体として直接処理を担うことがある。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） (略)

県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。

第3 (略)

第4 防疫対策

(略)

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(略)

第5 (略)

第13節 警備活動

(略)

第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬

(略)

第1～2 (略)

第3 遺体の埋葬

1～2 (略)

3 災害救助法が提供された場合（県厚生部、市町村）

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬するもの者に支給するものとする。

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） (略)

県は、市町村による相互の支援の状況、支援ニーズをふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国（災害廃棄物処理支援ネットワーク）や他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）等に対して支援を要請する。

第3 (略)

第4 防疫対策

(略)

県及び市町村は、被災地において感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(略)

第5 (略)

第13節 警備活動

(略)

第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬

(略)

第1～2 (略)

第3 遺体の埋葬

1～2 (略)

3 災害救助法が提供された場合（県厚生部、市町村）

災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際に死亡した者について遺体の応急的処理程度のものを行うものとする。その対象は、遺族がいないか、又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。

なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

対象を明確化

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第15節 ライフライン施設の応急復旧対策

第1～2 (略)

第3 上水道施設

1 (略)

2 応急復旧対応 (県厚生部、県企業局、市町村)

水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

第4 下水道施設

1 応急復旧対応 (県土木部、市町村)

(1)～(3) (略)

(4) 広域支援体制

ア (略)

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し十分な応急復旧体制を確立する。

(新設)

2～3 (略)

第5 (略)

するもの者に支給するものとする。

第15節 ライフライン施設の応急復旧対策

第1～2 (略)

第3 上水道施設

1 (略)

2 応急復旧対応 (県厚生部、県企業局、市町村)

水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立するとともに、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

第4 下水道施設

1 応急復旧対応 (県土木部、市町村)

(1)～(3) (略)

(4) 広域支援体制

ア (略)

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。

ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

2～3 (略)

第5 (略)

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

第16節 公共施設等の応急復旧対策

(略)

第1 (略)

第2 鉄道施設等

1 (略)

2 初動措置 (JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県地方創生局)

3 (略)

第3 社会公共施設等

1～4 (略)

5 文化財 (県教育委員会、市町村)

(1) (略)

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁長官へ報告しなければならない。

(3) (略)

第17節 農林水産業の応急対策

(略)

第18節 応急住宅対策

(略)

第1 応急仮設住宅の確保

1 (略)

2 応急仮設住宅の建設 (県厚生部、県土木部、市町村)

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

第16節 公共施設等の応急復旧対策

(略)

第1 (略)

第2 鉄道施設等

1 (略)

2 初動措置 (JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、万葉線(株)、県交通政策局)

3 (略)

第3 社会公共施設等

1～4 (略)

5 文化財 (県教育委員会、市町村)

(1) (略)

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

(3) (略)

第17節 農林水産業の応急対策

(略)

第18節 応急住宅対策

(略)

第1 応急仮設住宅の確保

1 (略)

2 応急仮設住宅の建設 (県厚生部、県土木部、市町村)

(1) (略)

(2) 体制の確立

県及び市町村は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

組織改正に
伴う修正

実態に合わ
せて修正

実態に合わ
せ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>(6) (略) (7) (略) (8) (略)</p> <p>3～4 (略) 第2～4 (略)</p>	<p>(7) (略) (8) (略) (9) (略)</p> <p>3～4 (略) 第2～4 (略)</p>
<p>第19節 教育・金融・労働力確保対策 (略)</p> <p>第1 応急教育等 (略)</p> <p>1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。</p>	<p>第19節 教育・金融・労働力確保対策 (略)</p> <p>第1 応急教育等 (略)</p> <p>1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、<u>安否確認方法</u>、事後措置及び保護者との連絡方法（<u>一斉メールの活用等</u>）のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る<u>とともに継続的に見直しを行う</u>。</p>
<p>b～c (略) イ～ウ (略)</p> <p>(2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略) (イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。</p>	<p>b～c (略) イ～ウ (略)</p> <p>(2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略) (イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。<u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。</u></p>
<p>(ウ)～(カ) (略) イ (略) (3) (略)</p> <p>2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、教育委員会、市町村）</p>	<p>(ウ)～(カ) (略) イ (略) (3) (略)</p> <p>2 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p>

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(1) (略)

(2) 給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3～5 (略)

第2～3 (略)

第20節 応急高揚負担等の実施

(略)

第3章 災害復旧対策

第1節 民生安定のための緊急対策

(略)

第1 被災者の生活確保

被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

(新設)

(略)

1 (略)

2 義援金、救援物資の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 義援金、救援物資の受入れ

(新設)

①～③ (略)

(1) (略)

(2) 給与の期間

災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3～5 (略)

第2～3 (略)

第20節 応急高揚負担等の実施

(略)

第3章 災害復旧対策

第1節 民生安定のための緊急対策

(略)

第1 被災者の生活確保

被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔意金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(略)

1 (略)

2 義援金、義援物資の取扱い（県危機管理局、県出納局、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

(1) 義援金の取扱い

県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、義援金について、以下の業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。

①～③ (略)

厚生労働省
から内閣府
へ移管され
ているため

国の防災基
本計画の記
載に合わせ
修正

義援物資の
記載に修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(2) 救援物資の提供

県民、企業等は、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援物資の取扱い

県及び市町村は、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提供の受付、被災地（受入側）と県民、企業等（提供側）の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。

また、県民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(3)～(10) (略)

3～10 (略)

11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

12 (略)

第2～4 (略)

第2節 激甚災害の指定

(略)

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

(略)

個別災害編

第1章 火山災害対策

第1節 火山災害予防対策 (略)

第1 弥陀ヶ原火山の概要 (略)

1～2 (略)

3 想定される火山現象

(3)～(10) (略)

3～10 (略)

11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村）

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

12 (略)

第2～4 (略)

第2節 激甚災害の指定

(略)

第3節 公共土木施設の災害復旧計画

(略)

個別災害編

第1章 火山災害対策

第1節 火山災害予防対策 (略)

第1 弥陀ヶ原火山の概要 (略)

1～2 (略)

3 想定される火山現象

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

(略)
降灰後の降雨による土石流
・噴火後は数年にわたって発生しやすくなる。
・火山灰等が堆積した流域において降雨に伴い発生し、谷や沢に沿って流下する現象。
(略)

第2 (略)

第3 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」によるほか、県は弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るために、被災者に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参考

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参考

(略)

第2節 火山災害応急対策

(略)

第1 予警報の伝達

1 (略)

2 火山現象に関する情報等（気象庁）

(1) (略)

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を

(略)
降灰後の降雨による土石流
・火山灰等が堆積した流域において降雨に伴い発生し、谷や沢に沿って流下する現象。
・噴火後は数年にわたって発生しやすくなる。
(略)

第2 (略)

第3 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節第5 通信連絡体制の整備」によるほか、県は弥陀ヶ原火山防災協議会を構成する防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助体制の確立を図るために、被災者に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化

「風水害編第1章第4節第11 航空防災体制の強化」参考

3 相互応援体制の整備

「風水害編第1章第4節第12 相互応援体制の整備」参考

(略)

第2節 火山災害応急対策

(略)

第1 予警報の伝達

1 (略)

2 火山現象に関する情報等（気象庁）

(1) (略)

(2) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生をお知らせする情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴

弥陀ヶ原火山避難計画の記載に合わせ修正

参照先修正

参照先修正

参照先修正

記載を修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(略)
 第3節 火山災害復旧対策
 (略)

第2章 海上災害対策

(略)
 第1節 海上災害予防対策
 (略)

第1 (略)
 第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」によるほか、伏木海上保安部と県は迅速かつ的確な救助活動体制の確立を図るため、海難船舶に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県危機管理局、県警察本部、沿岸市町）

「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」によるほか、伏木海上保安部及び県は、臨機な応急活動を実施するため消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターと巡視船艇との連携体制の強化を図るものとする。

3 相互応援体制の整備（各防災関係機関）

(1) (略)

「風水害編第1章第4節第8 相互応援体制の整備」参照

第2～3節 (略)

第3章 航空災害対策

(略)
 第1節 航空災害予防対策
 第1 (略)

火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
 ※噴火の規模が確認できない場合も発表する。
 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(略)
 第3節 火山災害復旧対策
 (略)

第2章 海上災害対策

(略)
 第1節 海上災害予防対策
 (略)

第1 (略)
 第2 防災活動体制の整備

1 通信連絡体制の整備（各防災関係機関）

「風水害編第1章第4節第5 通信連絡体制の整備」によるほか、伏木海上保安部と県は迅速かつ的確な救助活動体制の確立を図るため、海難船舶に係わる情報の連絡、連携体制の整備を図るものとする。

2 航空防災体制の強化（伏木海上保安部、県危機管理局、県警察本部、沿岸市町）

「風水害編第1章第4節第11 航空防災体制の強化」によるほか、伏木海上保安部及び県は、臨機な応急活動を実施するため消防防災ヘリコプター及び警察ヘリコプターと巡視船艇との連携体制の強化を図るものとする。

3 相互応援体制の整備（各防災関係機関）

(1) (略)

「風水害編第1章第4節第12 相互応援体制の整備」参照

第2～3節 (略)

第3章 航空災害対策

(略)
 第1節 航空災害予防対策
 第1 (略)

参照先修正

参照先修正

参照先修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>第2 防災活動体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信連絡体制の整備 「風水害編第1章第4節第<u>4</u> 通信連絡体制の整備」参照 2 航空防災体制の強化 「風水害編第1章第4節第<u>7</u> 航空防災体制の強化」参照 3 相互応援体制の整備 「風水害編第1章第4節第<u>8</u> 相互応援体制の整備」参照 <p>第2節 (略)</p> <p>第4章 鉄道灾害対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 鉄道灾害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 鉄軌道交通の安全確保</p> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実 (県<u>地方創生局</u>、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 2 鉄軌道交通の安全な運行の確保 (県<u>地方創生局</u>、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 3 鉄軌道の安全性の確保 (県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 4 鉄軌道交通環境の整備 (県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者) (略) 5 再発防止対策の実施 (県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 6 各種データの整備保存 (県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) <p>第2 防災活動体制の整備</p>	<p>第2 防災活動体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信連絡体制の整備 「風水害編第1章第4節第<u>5</u> 通信連絡体制の整備」参照 2 航空防災体制の強化 「風水害編第1章第4節第<u>11</u> 航空防災体制の強化」参照 3 相互応援体制の整備 「風水害編第1章第4節第<u>12</u> 相互応援体制の整備」参照 <p>第2節 (略)</p> <p>第4章 鉄道灾害対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 鉄道灾害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 鉄軌道交通の安全確保</p> <p>(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実 (県<u>交通政策局</u>、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 2 鉄軌道交通の安全な運行の確保 (県<u>交通政策局</u>、富山地方気象台、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 3 鉄軌道の安全性の確保 (県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 4 鉄軌道交通環境の整備 (県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各道路管理者) (略) 5 再発防止対策の実施 (県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) 6 各種データの整備保存 (県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線) (略) <p>第2 防災活動体制の整備</p>	<p>参照先修正</p> <p>参照先修正</p> <p>参照先修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>
---	---	--

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>1 通信連絡体制の整備（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関） (1) (略) (2) 県及び市町村等の通信連絡体制 　「風水害編第1章第4節第<u>4</u> 通信連絡体制の整備」参照</p> <p>2 航空防災体制の強化 　「風水害編第1章第4節第<u>7</u> 航空防災体制の強化」参照</p> <p>3 相互応援体制の整備 　「風水害編第1章第4節第<u>8</u> 相互応援体制の整備」参照</p> <p>第3 救援・救護体制の整備</p> <p>1 消火体制の整備（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>2 救助・救急体制の整備（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第4 防災訓練の充実 (略)</p> <p>1 防災訓練の実施（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関） 2 実践的な訓練の実施と事後評価（県<u>地方創生局</u>、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>第2節 鉄道灾害応急対策 (略)</p> <p>第1 応急活動体制 (略)</p> <p>1 鉄軌道事業者の活動体制（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (1)～(2) (略) (3) 各鉄軌道事業者の活動体制 　ア (略) 　イ 富山地方鉄道株式会社・万葉線株式会社の活動</p>	<p>1 通信連絡体制の整備（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関） (1) (略) (2) 県及び市町村等の通信連絡体制 　「風水害編第1章第4節第<u>5</u> 通信連絡体制の整備」参照</p> <p>2 航空防災体制の強化 　「風水害編第1章第4節第<u>11</u> 航空防災体制の強化」参照</p> <p>3 相互応援体制の整備 　「風水害編第1章第4節第<u>12</u> 相互応援体制の整備」参照</p> <p>第3 救援・救護体制の整備</p> <p>1 消火体制の整備（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>2 救助・救急体制の整備（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>3～4 (略))</p> <p>第4 防災訓練の充実 (略)</p> <p>1 防災訓練の実施（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線、各防災関係機関） 2 実践的な訓練の実施と事後評価（県<u>交通政策局</u>、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>第2節 鉄道灾害応急対策 (略)</p> <p>第1 応急活動体制 (略)</p> <p>1 鉄軌道事業者の活動体制（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (1)～(2) (略) (3) 各鉄軌道事業者の活動体制 　ア (略) 　イ <u>あいの風とやま鉄道</u>・富山地方鉄道株式会</p>	<p>組織改正に伴う修正</p> <p>参照先修正</p> <p>参照先修正</p> <p>参照先修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>実態に合わせて修正</p>
--	---	---

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

<p>体制 「重大事故発生時における事故の通報と救急処理手続」に定めるところにより、速やかに活動体制を確立する。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 救助活動（自衛隊、県<u>地方創生局</u>、県警察本部、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) 2 (略) 3 消火活動（県<u>地方創生局</u>、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 代替交通手段の確保（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>第3節 鉄道灾害復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 施設及び車両の復旧事業（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) 第2 復旧予定期の明示（県<u>地方創生局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) <p>第5章 道路灾害対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 道路灾害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災活動体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 通信連絡体制の整備 「風水害編第1章第4節第4 通信連絡体制の整備」参照 2 航空防災体制の強化 「風水害編第1章第4節第7 航空防災体制の強化」参照 3 相互応援体制の整備 	<p>社・万葉線株式会社の活動体制 「重大事故発生時における事故の通報と救急処理手続」に定めるところにより、速やかに活動体制を確立する。</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 救助・救急活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 救助活動（自衛隊、県<u>交通政策局</u>、県警察本部、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) 2 (略) 3 消火活動（県<u>交通政策局</u>、市町村、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 代替交通手段の確保（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略)</p> <p>第3節 鉄道灾害復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 施設及び車両の復旧事業（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) 第2 復旧予定期の明示（県<u>交通政策局</u>、JR西日本、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (略) <p>第5章 道路灾害対策</p> <p>(略)</p> <p>第1節 道路灾害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災活動体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 通信連絡体制の整備 「風水害編第1章第4節第5 通信連絡体制の整備」参照 2 航空防災体制の強化 「風水害編第1章第4節第11 航空防災体制の強化」参照 3 相互応援体制の整備
--	--

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表		
「風水害編第1章第4節第 <u>8</u> 相互応援体制の整備」参照	「風水害編第1章第4節第 <u>12</u> 相互応援体制の整備」参照	参照先修正
第6章 危険物等災害対策	第6章 危険物等災害対策	
(略)	(略)	
第1節 危険物等災害予防対策	第1節 危険物等災害予防対策	
(略)	(略)	
第1 (略)	第1 (略)	
第2 防災活動体制の整備	第2 防災活動体制の整備	
1 通信連絡体制の整備	1 通信連絡体制の整備	
「風水害編第1章第4節第 <u>4</u> 通信連絡体制の整備」参照	「風水害編第1章第4節第 <u>5</u> 通信連絡体制の整備」参照	参照先修正
2 航空防災体制の強化	2 航空防災体制の強化	
「風水害編第1章第4節第 <u>7</u> 航空防災体制の強化」参照	「風水害編第1章第4節第 <u>11</u> 航空防災体制の強化」参照	参照先修正
3 相互応援体制の整備	3 相互応援体制の整備	
「風水害編第1章第4節第 <u>8</u> 相互応援体制の整備」参照	「風水害編第1章第4節第 <u>12</u> 相互応援体制の整備」参照	参照先修正